
広陵町子ども・子育て支援事業計画 (第3期)

《令和7年度～令和11年度》

令和7年3月

広陵町

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって..... | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の期間 | 3 |
| 3 計画の位置づけ・関連計画等との連携 | 3 |
| 4 計画策定方法について | 3 |
| 第2章 子どもを取り巻く状況..... | 4 |
| 1 人口の状況 | 4 |
| 2 世帯の状況 | 6 |
| 3 結婚・離婚の状況 | 7 |
| 4 出生の状況 | 8 |
| 5 就労の状況 | 9 |
| 6 子どもに関する施設等の状況 | 11 |
| 7 住民ニーズの状況 | 15 |
| 8 対応すべき課題の整理 | 35 |
| 第3章 計画の基本理念..... | 38 |
| 1 基本理念 | 38 |
| 2 基本目標 | 39 |
| 3 施策体系 | 40 |
| 4 重点施策 | 41 |
| 第4章 施策の展開..... | 42 |
| 基本目標1 子どもも親も切れ目なく支援する環境づくり | 42 |
| 1 誰ひとり取り残さない相談支援体制の構築 | 42 |
| 2 子どもの健やかな育ちの支援 | 44 |
| 3 子育てにかかる経済的負担の軽減 | 48 |
| 基本目標2 子育てと仕事のバランスを支援する環境づくり | 50 |
| 1 多様な保育ニーズに対応するための支援 | 50 |
| 2 多様な働き方の実現に向けた取り組みの推進 | 54 |
| 3 ともに子育てを担う意識づくり | 55 |
| 基本目標3 子どもが自分らしく育つ環境づくり | 57 |
| 1 子どもの居場所・交流の場づくり | 57 |

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 2 子どもの「自分らしさ」と「生きる力」を育む教育環境の充実 | 61 |
| 基本目標4 子どもを守る環境づくり | 63 |
| 1 子どもの権利の尊重と児童虐待の防止 | 63 |
| 2 様々な子どもと子育てへの支援 | 65 |
| 3 子どもの安全の確保 | 70 |
| 第5章 子ども・子育て支援の具体的事業目標 | 73 |
| 1 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像 | 73 |
| 2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 | 74 |
| 3 教育・保育提供区域の設定 | 76 |
| 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 | 78 |
| 5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容 | 94 |
| 第6章 計画の推進 | 95 |
| 1 計画の推進に向けて | 95 |
| 2 計画の進行管理 | 96 |
| 資料編 | 97 |
| 1 計画策定について | 97 |
| 2 用語解説 | 102 |

※本計画における「障がい」の表記について

本計画ではハンディキャップのある障がい者ご自身の心中と、「害」という漢字が与える印象を配慮して、「害」という文字を「がい」とひらがな表記しています。

法令用語や固有名詞などは、文字を変更することにより、本来示すべき対象が特定できなくなるおそれもありますが、文中に「障害」と「障がい」とが混在し、混乱を引き起こすことを避けるために、法令名、法令用語、国の指針など、固有名詞も含めて「障がい」と表記しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や単独世帯数の増加に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

このような状況の中、国は、平成24年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充等を推進していくため、市町村ごとに5年を1期とする幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのニーズを反映した子ども・子育て支援事業計画を策定することとしました。

また、平成30年には、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加に対応し、放課後の子どもの居場所を更に確保していくため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が始まるなど、子ども・子育てに関する法制度を整備してきました。

さらに、令和5年4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足されました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、すべての子ども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、行政を始め、地域社会全体で子どもたちの成長を支援していくことが示されました。

本町では、住民の子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、平成27年3月に「ともに子育てを支え合う地域づくり」を基本理念に「広陵町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度～平成31年度）を策定しました。次いで、令和2年3月には第2期計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定し、畿央大学付属広陵こども園の開園など保育施設の整備をはじめ、広陵町こども家庭センターの開設により、包括的な相談支援体制の拡充などを推進してきました。

このたび、第2期計画の計画期間が終了することから、近年の子ども・子育てに関する法・制度等の動向を踏まえるとともに、子育て支援や子どもの生活状況に関するニーズ調査を実施し、本町の現状と課題を再度、分析・整理し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「広陵町子ども・子育て支援事業計画（第3期）」（以下「本計画」という。）を策定します。

近年の子ども・子育てに関する法・制度等の動向

| 年 | 法律・制度等 | 内容 |
|------|---|---|
| 令和元年 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの将来だけでなく現在に向けた対策であること等を明記 ・市町村に対し、貧困対策計画の策定を努力義務化 |
| | 子供の貧困対策に関する大綱の改訂 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの目的で大綱を策定 |
| 令和3年 | 子ども・若者育成支援推進大綱の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、こども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりでこども・若者の健全育成に取り組んでいくこと等を明記 |
| 令和4年 | 児童福祉法等の一部を改正する法律 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等 |
| 令和5年 | こども家庭庁発足 | <ul style="list-style-type: none"> ・「こどもまんなか社会」の実現を目的として、内閣府や厚生労働省の関係部局を一元化したこども家庭庁が発足 |
| | こども基本法施行 | <ul style="list-style-type: none"> ・すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進 |
| | 「こども大綱」閣議決定 | <ul style="list-style-type: none"> ・すべての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指す |
| | 「こども未来戦略」閣議決定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」の4つの項目 |
| 令和6年 | 子ども・子育て支援法の改正 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当の抜本的な拡充、出産などの経済的負担軽減、「こども誰でも通園制度」の創設（令和8年度実施）、「産後ケア事業」の計画的な提供体制の整備等 |
| | 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正 | <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正 ・基本理念に、子どもの貧困の解消に向けた対策は、「子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」とこと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」とことが明記 |
| | 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）の制定 | <ul style="list-style-type: none"> ・こどもへの性被害を防止する目的で創設 ・日本版D B S法として、保育所や児童養護施設、障がい児施設、学校等において従事する者の性犯罪歴の確認を義務化 |

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

| 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|------------|
| 第2期計画 | | | | | 見直し | | | | |
| | | | | | 本計画（第3期計画） | | | | |

3 計画の位置づけ・関連計画等との連携

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と位置づけます。また、本計画は、令和7年度に策定する、こども基本法第10条に基づく「こども計画」において、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画とともに内包される一体的な計画となります。

放課後児童対策については、国の「放課後児童対策パッケージ」に基づく計画的な整備の方向性を示す「市町村行動計画」を包含した計画とします。

さらに、本町の「総合計画」をはじめ、「幼保一体化総合計画」、「地域福祉計画」、「障がい児福祉計画」、「男女共同参画行動計画」など、関連する各種計画との整合を図ります。

4 計画策定方法について

本計画の内容については、地域の実情に応じた計画とするため、子どもの保護者、関係団体、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者、若者等で構成された「広陵町子ども・子育て会議」において審議・検討を行います。

また、計画の策定にあたっては、保育ニーズや町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、就学前児童・小学生児童の保護者を対象として、国が示した「子ども・子育て支援ニーズ調査」に基づくアンケート調査を行い、小・中学生の児童生徒を対象として、生活状況や将来についての考え方を把握するためのアンケート調査を行いました。

さらに、計画への住民の意見・要望を把握するためのパブリックコメントを実施します。

第2章 子どもを取り巻く状況

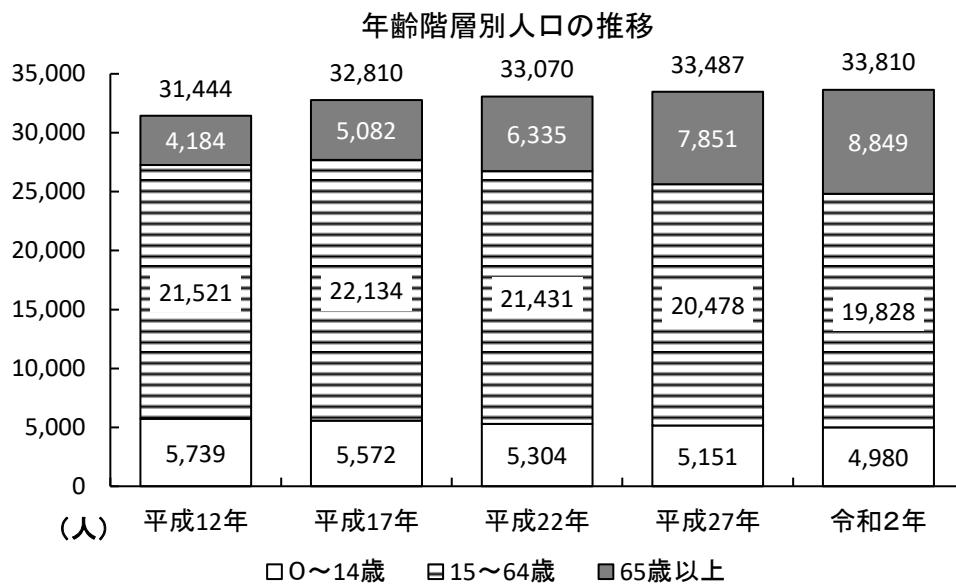
1 人口の状況

(1) 総人口の推移

本町の総人口は、33,810人（令和2年国勢調査）で、近年の推移をみると平成17年では32,810人から、平成22年の33,070人、平成27年の33,487人と一貫して増加傾向にあります。

人口構造をみると、高齢者人口（65歳以上）は人数、割合ともに増加している一方、0～14歳の年少人口は減少しており、令和2年の年少人口割合は14.7%となっています。

また、年齢階層別人口割合（令和2年国勢調査）を国、県と比較すると、年少人口割合が国や県を上回り、高齢者人口割合は下回ります。



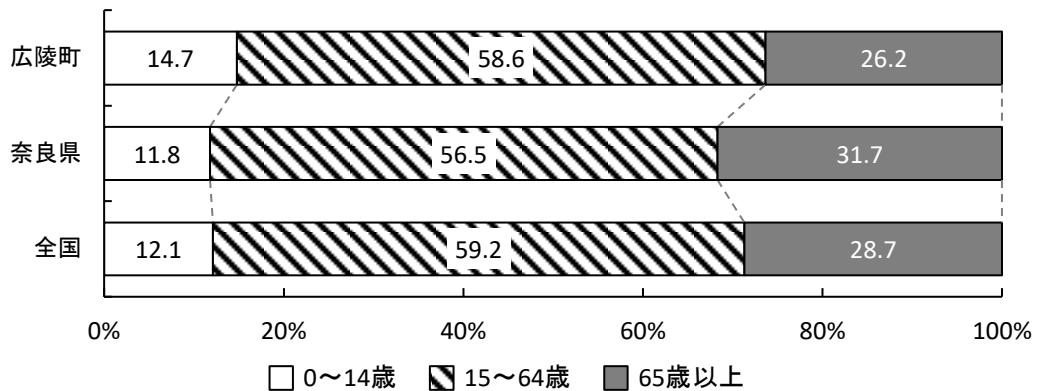
※総人口には年齢不詳を含む。

出典：国勢調査

| | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口(人) | 31,444 | 32,810 | 33,070 | 33,487 | 33,810 |
| 年少人口(0～14歳) | 5,739 | 5,572 | 5,304 | 5,151 | 4,980 |
| 構成比(%) | 18.3 | 17.0 | 16.0 | 15.4 | 14.7 |
| 生産年齢人口(15～64歳) | 21,521 | 22,134 | 21,431 | 20,478 | 19,828 |
| 構成比(%) | 68.4 | 67.5 | 64.8 | 61.2 | 58.6 |
| 高齢者人口(65歳以上) | 4,184 | 5,082 | 6,335 | 7,851 | 8,849 |
| 構成比(%) | 13.3 | 15.5 | 19.2 | 23.4 | 26.2 |
| 年齢不詳 | 0 | 22 | 0 | 7 | 153 |

出典：国勢調査

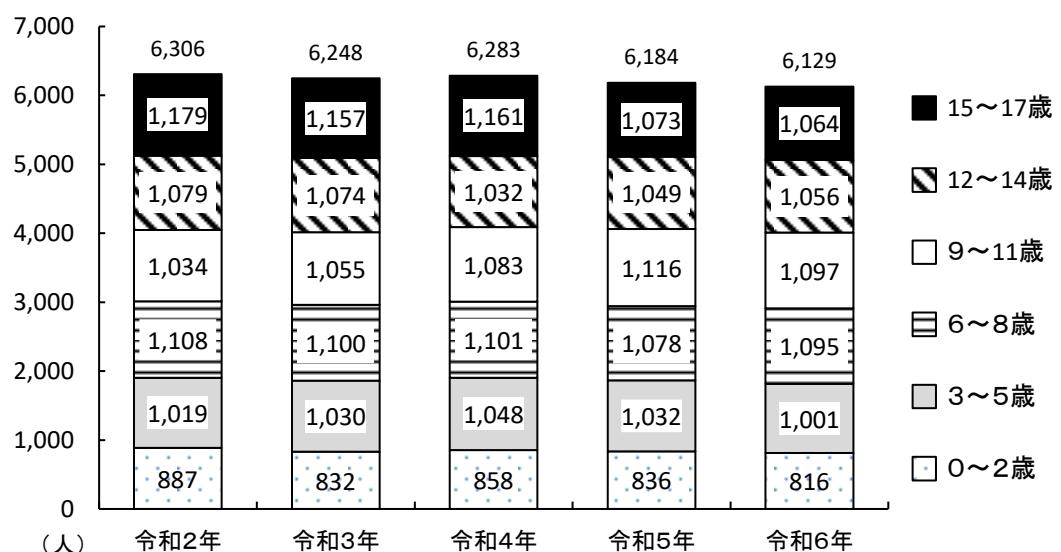
年齢階層別人口割合の比較（令和2年）



（2）児童人口の推移

本町の児童人口（0～17歳）の推移をみると、令和2年の6,306人から令和6年では6,129人となっており、令和2年から177人の減少となっています。

児童人口の推移



※各年4月1日現在

出典：住民基本台帳

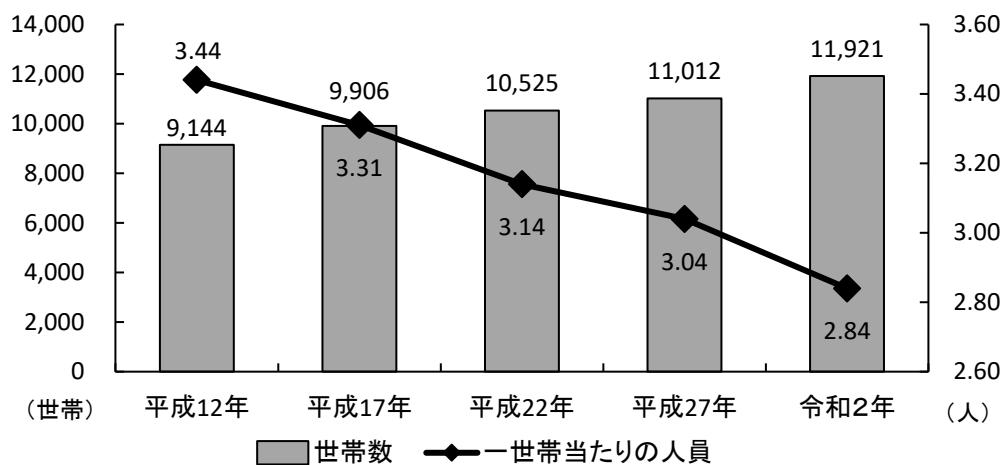
2 世帯の状況

(1) 世帯の推移

本町の世帯数は、11,921世帯（令和2年国勢調査）で、近年の推移をみると平成17年の9,906世帯から、平成22年では10,525世帯、平成27年の11,012世帯と一貫して増加傾向にあります。一方、一世帯あたりの人員は平成12年の3.44人から令和2年には2.84人へと減少しています。

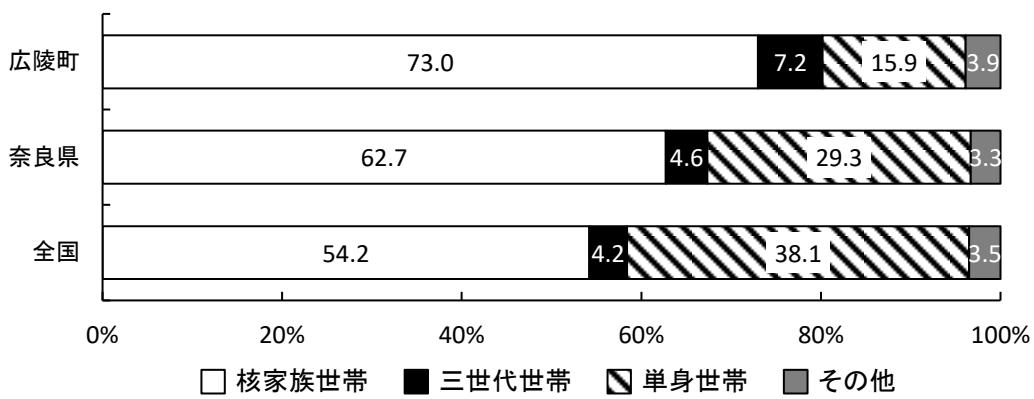
また、一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）の世帯構成割合を国、県と比較すると、本町は核家族世帯が国や県を大きく上回ります。

世帯と一世帯あたりの人員の推移



出典：国勢調査

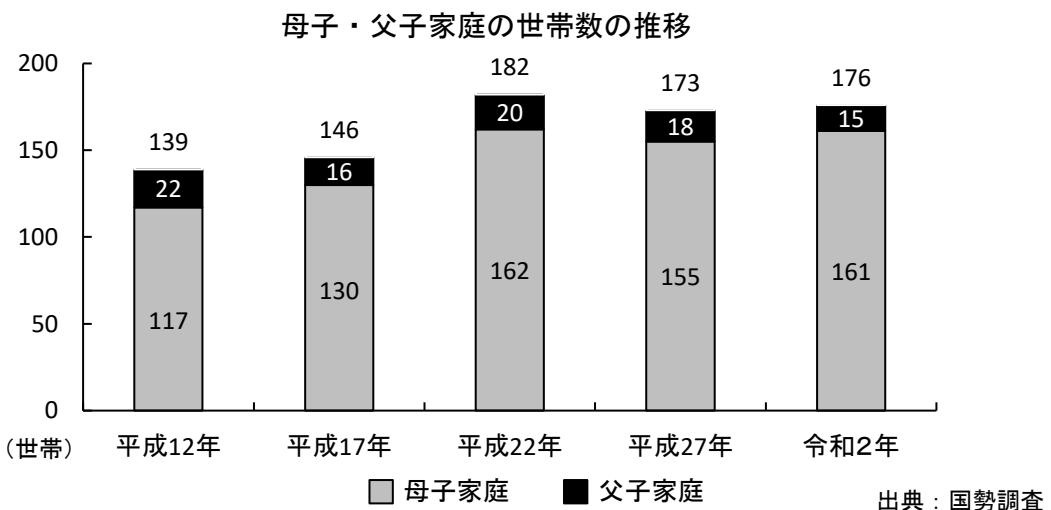
世帯構成割合の比較（令和2年）



出典：令和2年国勢調査

(2) ひとり親世帯の推移

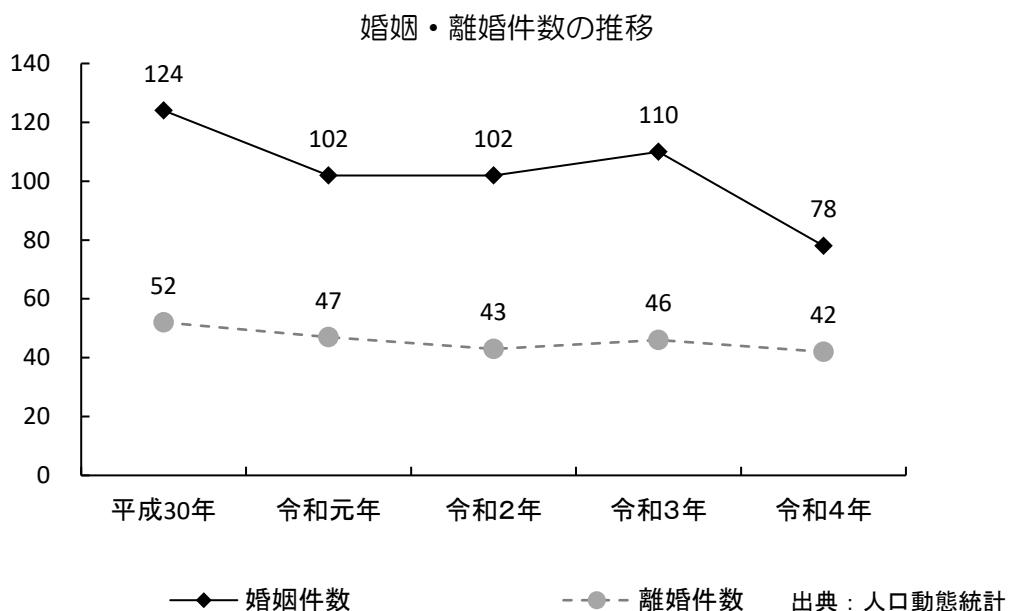
ひとり親世帯の推移をみると、平成 22 年まで増加傾向にありましたが、平成 27 年には 173 世帯に減少し、令和 2 年には 176 世帯で、うち母子家庭 161 世帯、父子家庭 15 世帯となっています。



3 結婚・離婚の状況

(1) 婚姻・離婚件数の推移

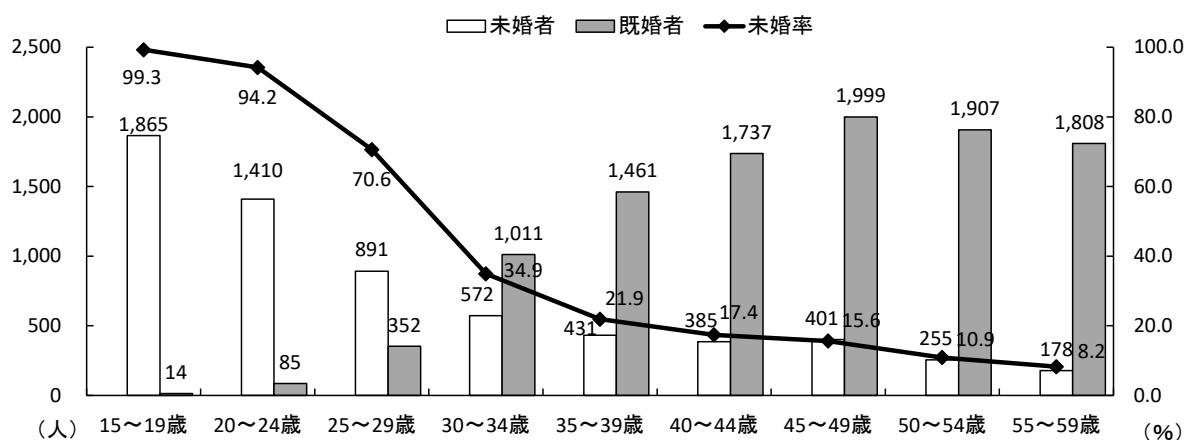
婚姻・離婚件数をみると、婚姻件数は令和 3 年まで 100 件以上で上下に変動しながら推移していましたが、令和 4 年には 78 件となっており、100 件を下回りました。また、離婚件数は平成 30 年の 52 件から令和 4 年には 42 件とおおむね減少傾向で推移しています。



(2) 未婚者数の状況

本町の年齢別の未婚者数をみると、20代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30代前半になると逆転し、既婚者数が未婚者数を上回ります。未婚率についても、20代後半では7割強(70.6%)ですが、30代前半では3割半ば(34.9%)に減少します。つまり30代前半ではおよそ6割強が既婚者ということになり、婚姻年齢の中心層であることがわかります。

年齢別未婚者・既婚者の状況（令和2年）



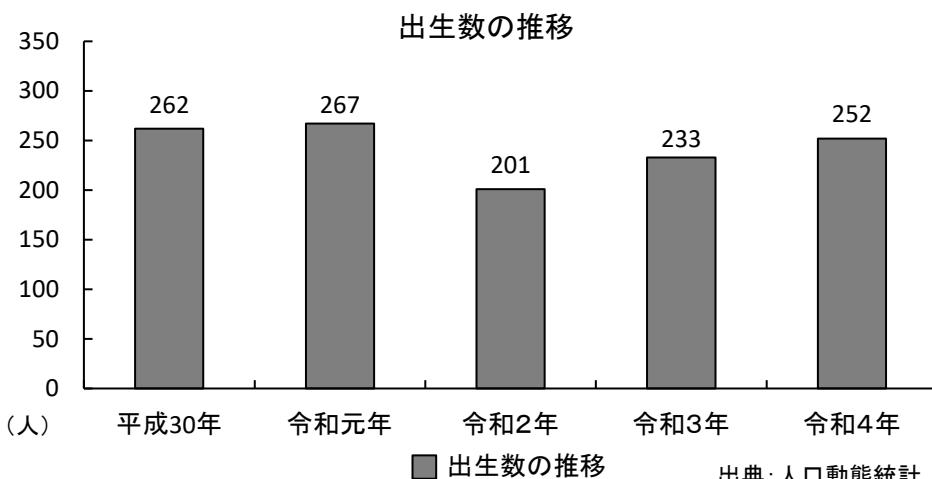
※離婚・死別は既婚者数に含む。

出典：令和2年国勢調査

4 出生の状況

(1) 出生数の推移

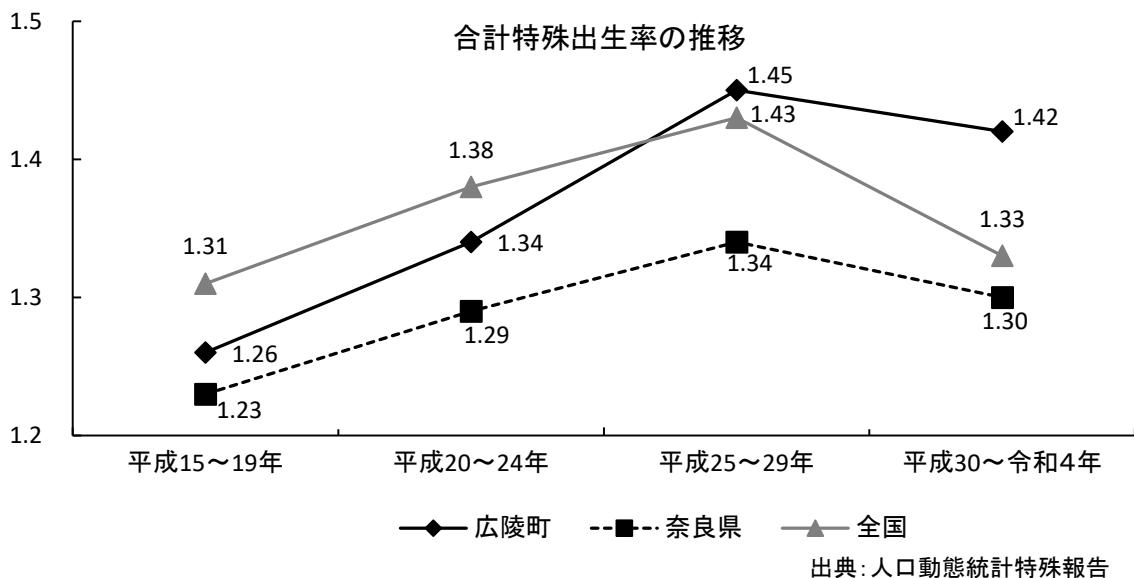
本町の出生数の推移をみると、令和2年が201人と一度減少しましたが、令和3年から回復し、令和4年には252人となっています。



出典：人口動態統計

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）は、平成30～令和4年の平均合計特殊出生率で1.42と、国（1.33）と県を（1.30）上回ります。

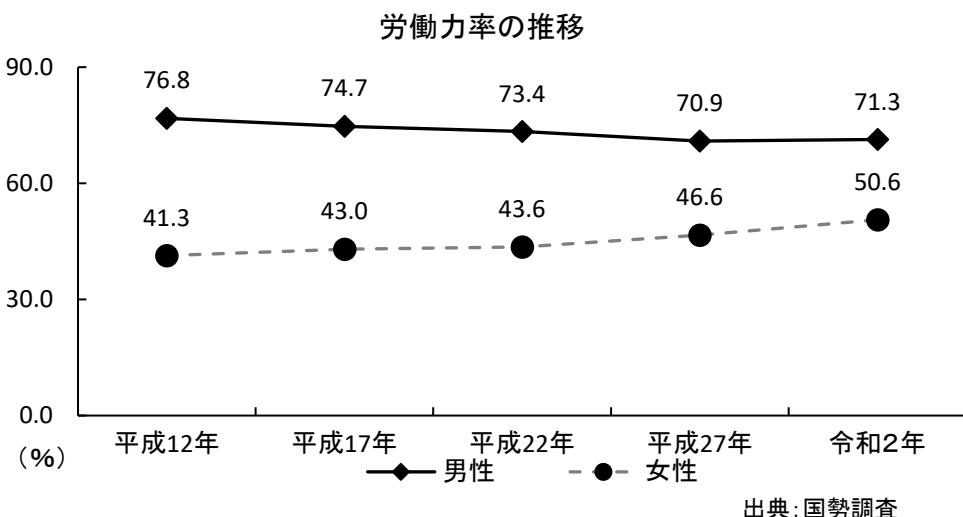


5 就労の状況

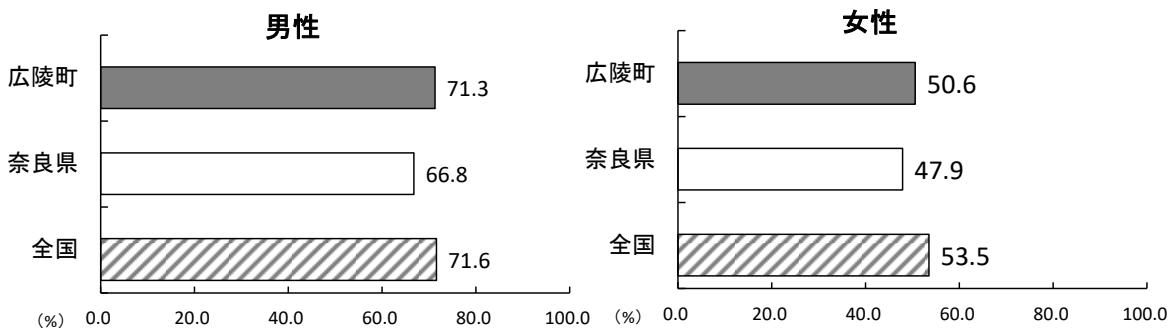
(1) 労働力率の推移

本町の労働力率（15歳以上人口に占める就業者と完全失業者の割合）の推移をみると、男性は減少傾向にありますが、女性は増加傾向にあります。

また、本町の直近の労働力率を国、県と比較すると、男性では国平均とほぼ同じ割合となっていますが、女性では国平均より低いものの、県平均を上回っています。



労働力率の比較（令和2年）



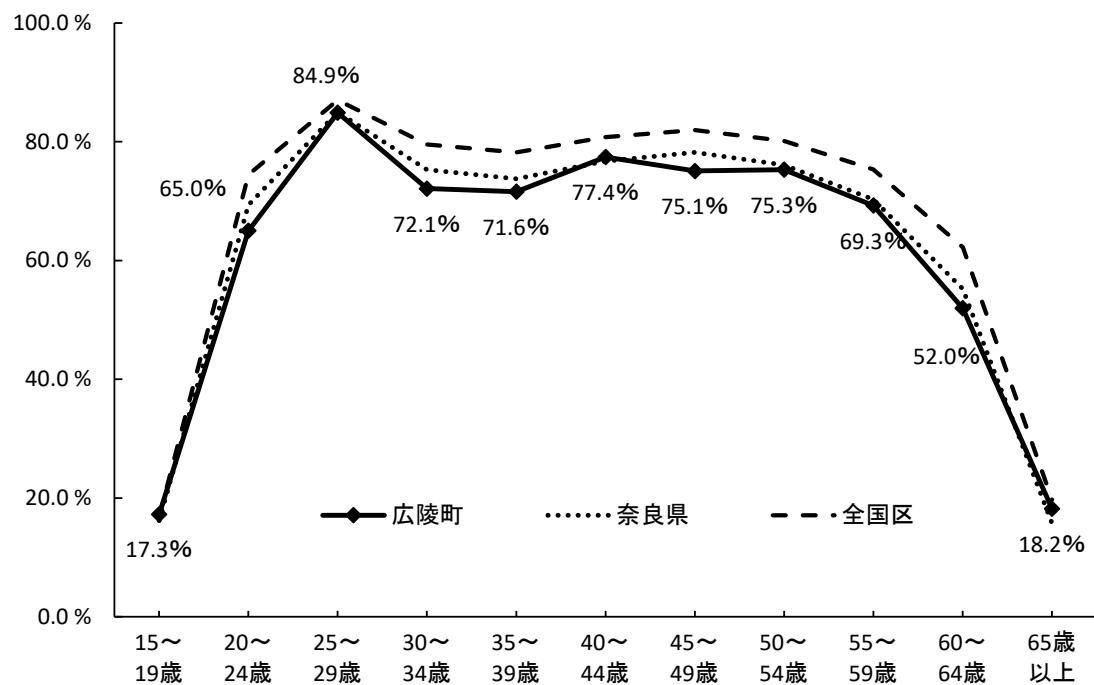
出典：令和2年国勢調査

（2）女性の年齢別就業率の状況

本町の女性の労働力率を年齢5歳階級別でみると、国に比べて、本町、県は各年齢層の労働力率がおおむね低い傾向にあります。

また、国、県と同様に30代の結婚・出産・子育て期に労働力率が一旦低下する「M字カーブ傾向」がみられます。

女性の年齢別就業率の状況（令和2年）



出典：令和2年国勢調査

6 子どもに関する施設等の状況

(1) 保育園の状況

保育園の状況をみると、保育園は6か所、定員が 640 人となっています。在籍者数は 670 人となっています。

保育園の状況

| 名称 | 住所 | 定員 | 在籍者数 |
|---------|----------------|-----|------|
| 広陵南保育園 | 広陵町大字南郷1150番地 | 60 | 71 |
| 広陵西保育園 | 広陵町馬見南3丁目9番8号 | 170 | 162 |
| 真美北保育園 | 広陵町馬見北5丁目13番3号 | 120 | 135 |
| 馬見労保育園 | 広陵町大字平尾546番地 | 150 | 148 |
| 常葉保育園 | 広陵町大字百済1779番地3 | 70 | 83 |
| ひだまり保育園 | 広陵町大字三吉1874番地2 | 70 | 71 |

※令和6年4月1日現在

(2) 幼稚園の状況

幼稚園の状況をみると、幼稚園は3か所、定員が 630 人となっています。在籍者数は 82 人となっています。

幼稚園の状況

| 名称 | 住所 | 定員 | 在籍者数 |
|----------------|------------------|-----|------|
| 広陵東小学校附属幼稚園 | 広陵町大字百済 1831 番地1 | 140 | 22 |
| 真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園 | 広陵町馬見南2丁目1番 30 号 | 210 | 31 |
| 真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園 | 広陵町馬見北7丁目1番 32 号 | 280 | 29 |

※令和6年5月1日現在

出典:学校基本調査

(3) 認定こども園の状況

認定こども園の状況をみると、認定こども園は2か所、定員が394人となっています。在籍者数は412人となっています。

認定こども園の状況

| 名称 | 住所 | 定員 | 在籍者数 |
|--------------|------------------|-----|------|
| 広陵北かぐやこども園 | 広陵町大字弁財天 297 番地2 | 220 | 201 |
| 畿央大学付属広陵こども園 | 広陵町大字平尾 512 番地 | 174 | 211 |

※令和6年4月1日現在

(4) 小規模保育事業の状況

小規模保育事業の状況をみると、小規模保育が1か所、定員が19人となっています。在籍者数は20人となっています。

小規模保育事業の状況

| 名称 | 住所 | 定員 | 在籍者数 |
|---------|---------------|----|------|
| おひさま保育園 | 広陵町大字笠 168 番地 | 19 | 20 |

※令和6年4月1日現在

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後子ども育成教室）の状況

放課後児童健全育成事業（放課後子ども育成教室）の状況をみると、放課後子ども育成教室は6クラブ、定員が439人、在籍児童数が755人となっています。

放課後児童健全育成事業（放課後子ども育成教室）の状況

| 名称 | 住所 | 定員 | 在籍児童数 |
|-----------|------------------------------------|-----|-------|
| あすなろクラブ | 広陵町大字平尾 542 番地 広陵町大字平尾 525 番地 8 | 100 | 156 |
| あすなろ第二クラブ | 広陵町大字平尾 533 番地 | 60 | 89 |
| かしのきクラブ | 広陵町大字百済 1625 番地1 | 38 | 168 |
| くすのきクラブ | 広陵町大字弁財天 303 番地 広陵町大字弁財天 317 番地 | 91 | 103 |
| ひまわりクラブ | 広陵町馬見南2丁目1番 30 号 | 74 | 121 |
| すぎのきクラブ | 広陵町馬見北7丁目1番 32 号 | 76 | 118 |

※令和6年4月1日現在

(6) 小学校の状況

小学校の状況をみると、小学校は5校、在籍児童数が2,164人となっています。

小学校の状況

| 名称 | 住所 | クラス数 | 在籍児童数 |
|-----------|----------------|-------|---------|
| 広陵東小学校 | 広陵町大字百済1625番地1 | 17(5) | 376(27) |
| 広陵西小学校 | 広陵町大字平尾542番地 | 31(6) | 794(41) |
| 広陵北小学校 | 広陵町大字弁財天303番地 | 15(3) | 269(20) |
| 真美ヶ丘第一小学校 | 広陵町馬見南2丁目1番30号 | 16(4) | 372(18) |
| 真美ヶ丘第二小学校 | 広陵町馬見北7丁目1番32号 | 16(4) | 353(23) |

※クラス数、在籍児童数は特別支援学級数と特別支援児童数を含んだ数

※括弧内は特別支援学級数と特別支援児童数の内訳

※令和6年5月1日現在

出典:学校基本調査

(7) 中学校の状況

中学校の状況をみると、中学校は2校、在籍生徒数が917人となっています。

中学校の状況

| 名称 | 住所 | クラス数 | 在籍生徒数 |
|---------|-----------------|-------|---------|
| 広陵中学校 | 広陵町大字笠355番地 | 21(6) | 566(29) |
| 真美ヶ丘中学校 | 広陵町馬見中2丁目17番32号 | 14(4) | 351(16) |

※クラス数、在籍生徒数は特別支援学級数と特別支援生徒数を含んだ数

※括弧内は特別支援学級数と特別支援生徒数の内訳

※令和6年5月1日現在

出典:学校基本調査

(8) 地域の活動について

地域においては、行政だけでなく自治体・NPO法人・ボランティア団体などの各種団体が、こどもやその親のために数多く活動しています。

地域における各種団体の活動（例）

| 活動名 | 活動概要 |
|---------|--|
| 読み聞かせ | 図書館や小学校、幼稚園などで絵本や紙芝居の読み聞かせ、人形劇、影絵など、おはなし会を実施 |
| 見守り・立哨 | 児童・生徒の通学時の立哨活動 |
| こども食堂 | 月1回公民館などで昼食の提供 |
| こどもの居場所 | 第3の居場所として駄菓子屋を開催 |
| 子育て支援 | 訪問支援、不登校支援、託児など |
| 体験・交流 | こども向けの遊びイベントや、親子のおさんぽ会、子育ておしゃべり会、農業体験など |
| 防犯・防災 | 交通安全教室、防災フェスタの開催 |

7 住民ニーズの状況

(1) 実施内容等

広陵町第3期子ども・子育て支援事業計画策定にあたって、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、保護者に対して、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するためにアンケート調査を実施しました。また、小・中学生の児童生徒に対しても、生活状況や普段考えていること、将来についての考え方等を把握するためにアンケート調査を実施しました。

実施内容

| | 就学前児童保護者調査 | 小学生児童保護者調査 | 小・中学生調査 |
|-------|------------------------|----------------|--------------------------|
| 調査対象 | 町内在住で就学前児童(0~5歳)のいる保護者 | 町内在住で小学生児童の保護者 | 町内公立小中学校在籍の小学5・6年生、中学2年生 |
| 調査数 | 1,000 | 1,075 | 1,029 |
| 調査方法 | WEB形式による調査 | WEB形式による調査 | WEB形式による調査 |
| 有効回収数 | 408 | 588 | 463 |
| 有効回収率 | 40.8% | 54.7% | 45.0% |
| 実施時期 | 令和5年12月 | 令和5年12月 | 令和5年12月 |

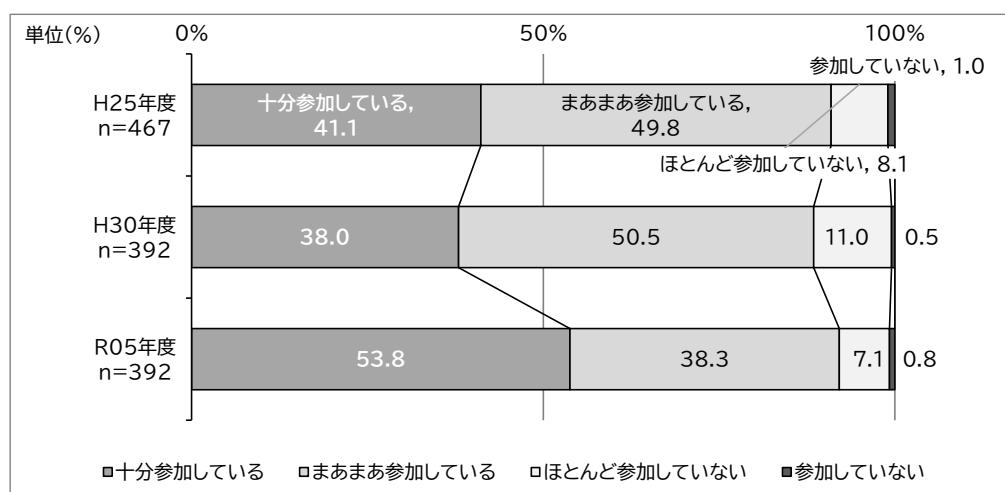
| | |
|-----|--|
| 留意点 | <p>①比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が100%を上下する場合もあります。</p> <p>②基底となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。</p> <p>③「複数回答」とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、したがって、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。</p> <p>④本文中において、今回実施調査は令和5年度、前回実施調査は平成30年度、前々回実施調査は平成25年度と記載しています。</p> <p>⑤本文中において、「平成30年度調査報告書からの転載」の場合、「今回」は平成30年度調査、「前回」は平成25年度調査を指します。</p> |
|-----|--|

(2) 調査結果の概要

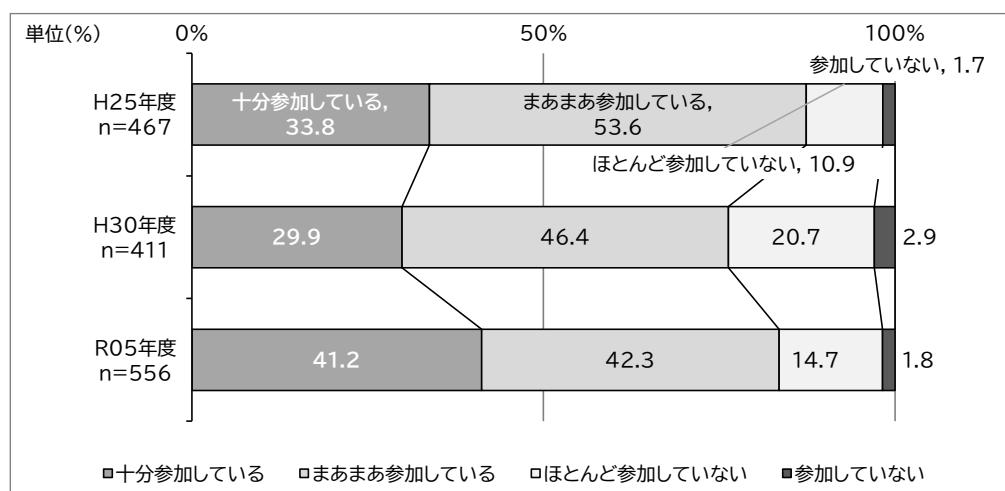
①配偶者等の育児参加の状況について【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

●配偶者等の育児参加の状況は、「十分参加している」と「まあまあ参加している」の合計は、就学前児童保護者では、令和5年度（合計92.1%）が最も高くなっていますが、小学生保護者では、平成25年度から平成30年度で一旦減少した後、令和5年度（合計83.5%）では、増加しましたが、平成25年度（合計87.4%）よりも低くなっています。

配偶者等の育児参加の状況 [配偶者等のある人／単数回答] 【就学前児童保護者】



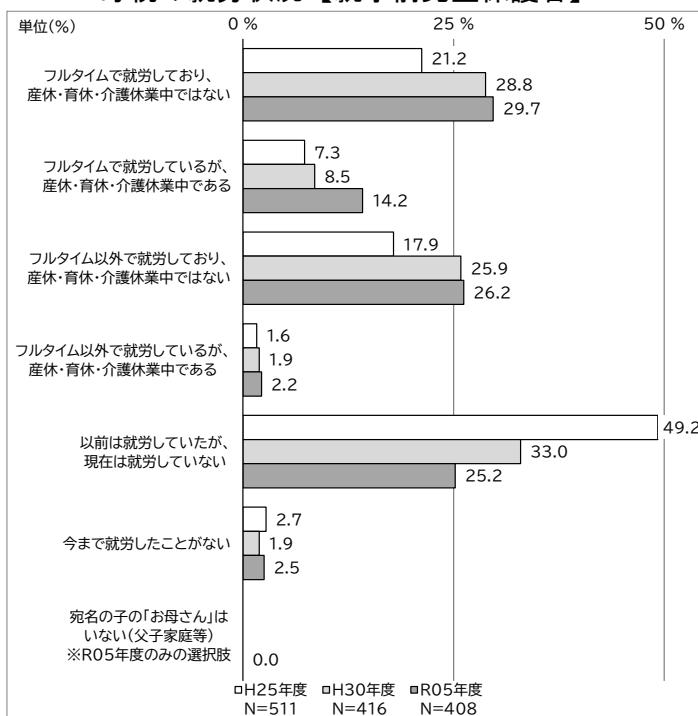
配偶者等の育児参加の状況 [配偶者等のある人／単数回答] 【小学生保護者】



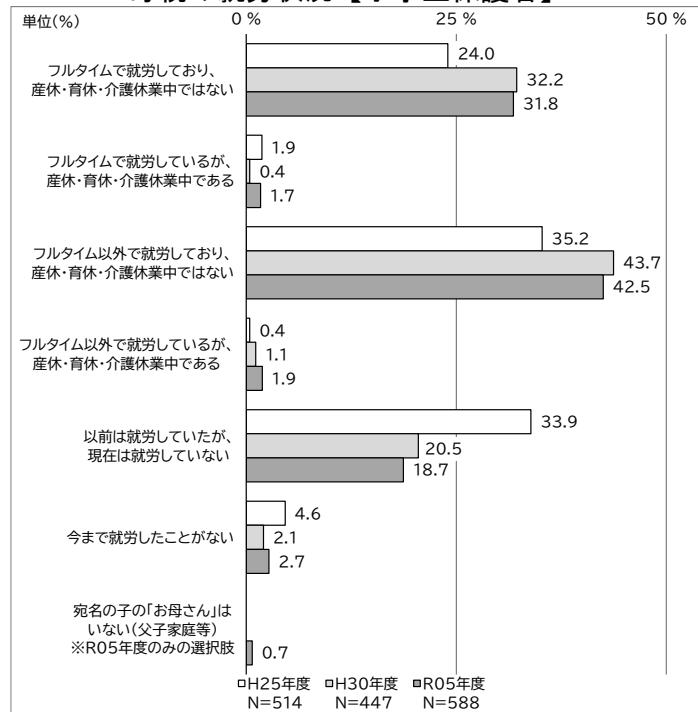
②母親の就労状況について【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

●母親の就労状況は、就学前児童保護者ではフルタイム・フルタイム以外の就労のいずれの割合も、平成25年度、平成30年度、令和5年度と順に増加しています。一方、小学生保護者では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が平成30年度に比べ令和5年度がわずかに減少しています。なお、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は、就学前児童保護者・小学生保護者とも順に減少しています。

母親の就労状況【就学前児童保護者】



母親の就労状況【小学生保護者】

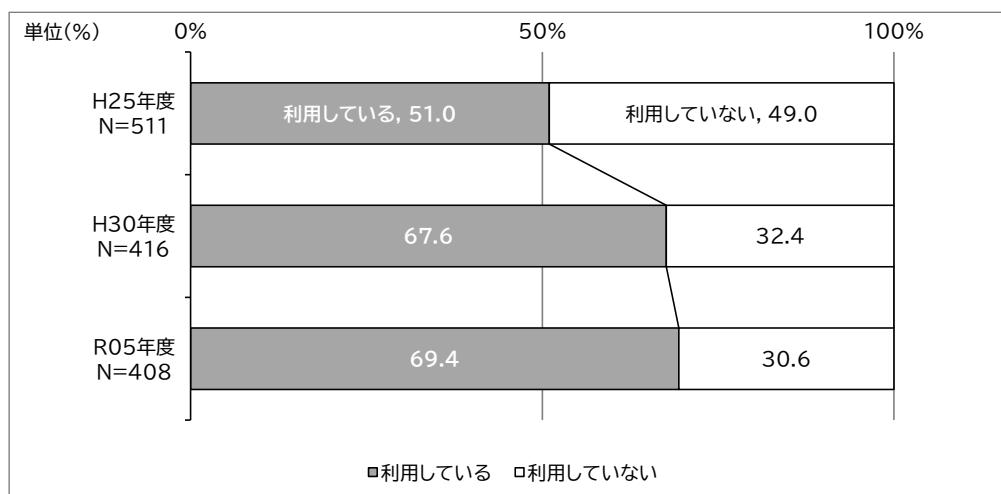


③教育・保育施設の利用状況について【就学前児童保護者調査】

- 幼稚園や認定こども園・保育園等の平日の定期的な教育・保育事業等の利用は、「利用している」が平成25年度、平成30年度、令和5年度と順に増加しています。

平日の定期的な教育・保育事業等の利用の有無 [就学前児童保護者のみ／単数回答]

【就学前児童保護者】



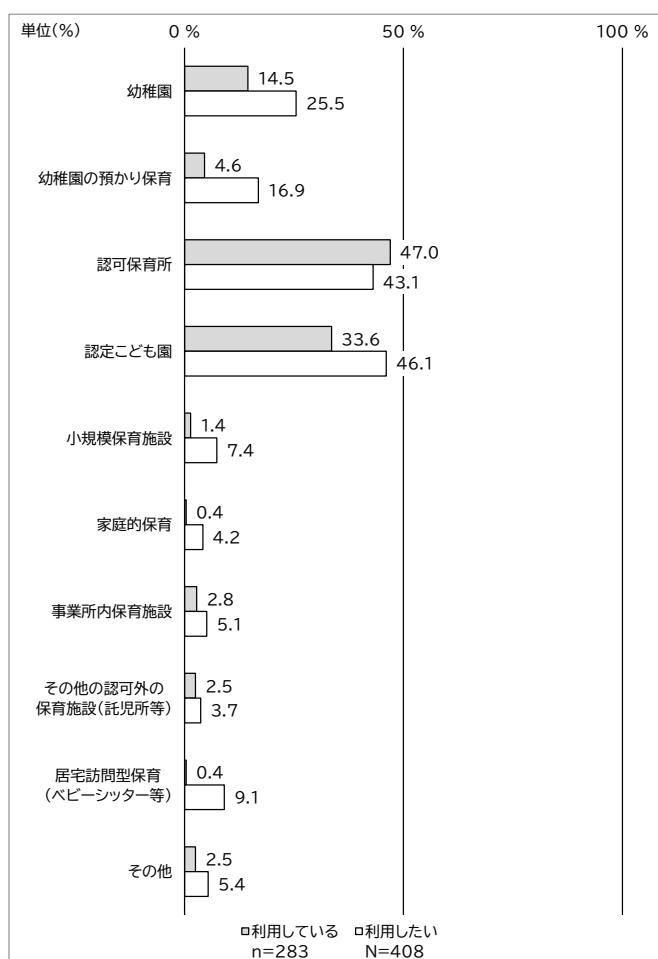
④教育・保育施設の利用状況と利用意向（施設・事業別）について

【就学前児童保護者調査】

●平日の定期的な施設や事業を「利用している」とした回答者が利用している施設や事業は、「認可保育所」が47.0%で最も高く、次いで「認定こども園」となっています。一方、現在の利用の有無にかかわらず利用したい施設や事業は、「認定こども園」が46.1%で最も高く、次いで「認可保育所」となっています。

利用している施設や事業と利用したい施設や事業 [複数回答]

【就学前児童保護者のみ】

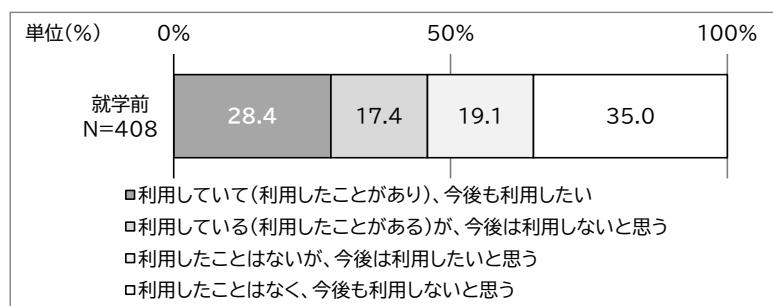


⑤地域子育て支援拠点事業の利用状況について【就学前児童保護者調査】

- 令和5年度調査では、地域子育て支援拠点事業について、現在の利用状況と今後の利用意向をあわせて尋ねました。一方、平成25年度調査と平成30年度調査では、利用状況と利用意向を別の設問で尋ねています。
- 設問の内容や選択肢に違いはあるものの、令和5年度に地域子育て支援拠点事業を利用している保護者の割合は、平成25年度・平成30年度より高くなっています。

地域子育て支援拠点事業の利用状況 [就学前児童保護者のみ／単数回答]

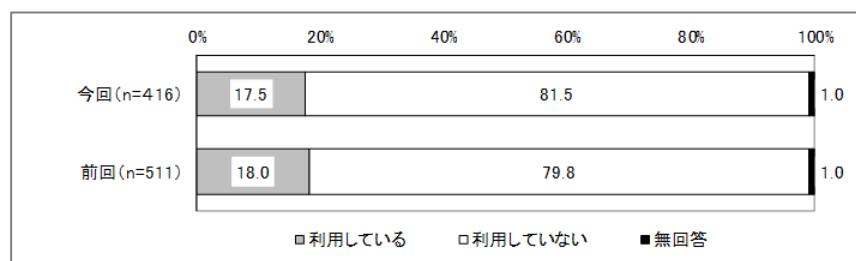
令和5年度の調査結果



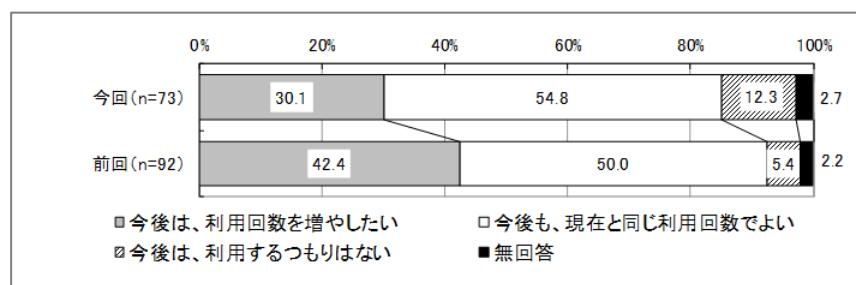
地域子育て支援拠点事業の利用状況 [就学前児童保護者のみ／単数回答]

(平成30年度調査報告書からの転載)

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】



【地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向】

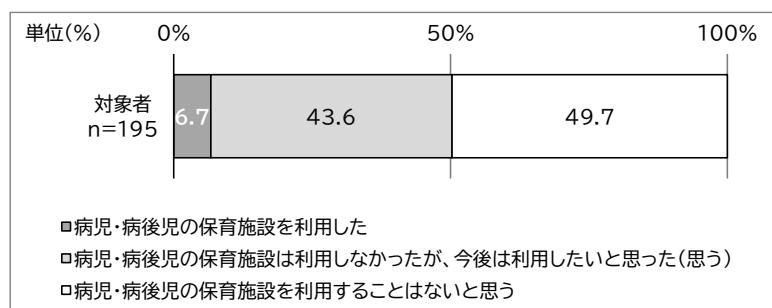


⑥病児・病後児保育施設の利用について【就学前児童保護者調査】

- 令和5年度調査では、直近1年間に病気やケガで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった経験が「あった」とした回答者に対し、病児・病後児保育施設の利用の有無と今後の利用意向をあわせて尋ねました。一方、平成25年度調査と平成30年度調査では、令和5年度調査と同様の回答者に対し、利用意向のみを尋ねています。
- 設問の内容や選択肢に違いはあるものの、病児・病後児保育施設の利用意向は平成25年度から平成30年度にかけて減少したものの、令和5年度は平成25年度より高くなっています。

病児・病後児保育施設の利用 [就学前児童保護者のみ／単数回答]

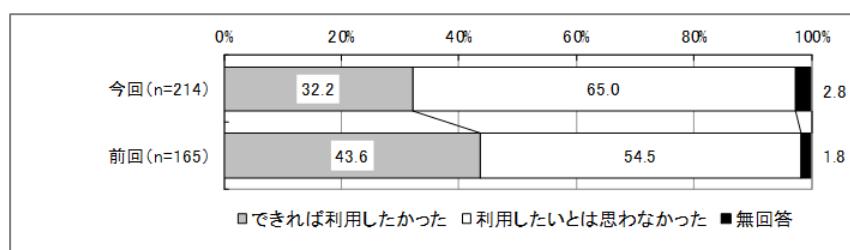
令和5年度調査の結果



病児・病後児保育施設の利用 [就学前児童保護者のみ／単数回答]

(平成30年度調査報告書からの転載)

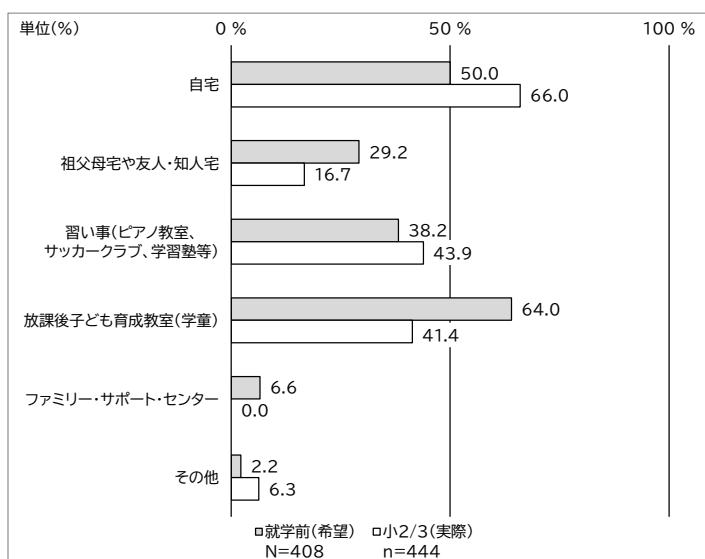
【病児・病後児保育施設の利用意向】



⑦就学後の放課後の過ごし方について【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

- 低学年時の居場所について、就学前児童保護者の「希望」と、小学2年生・3年の「実際」をグラフ化しています。
- 就学前児童保護者の「希望」は「放課後子ども育成教室（学童）」が64.0%で最も高くなっているのに対し、小学2年生・3年生の「実際」は「自宅」が66.0%で最も高くなっています。この2つについて、就学前児童保護者の「希望」と小学2年生・3年生の「実際」の状況に逆転が見られます。

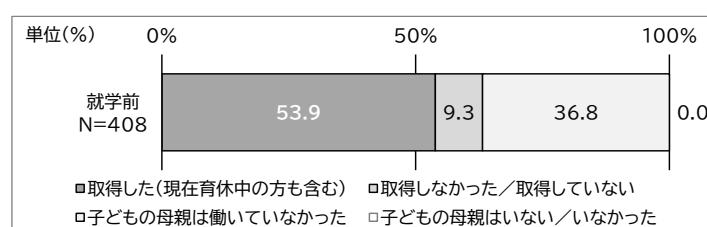
低学年時の放課後の居場所 [複数回答]



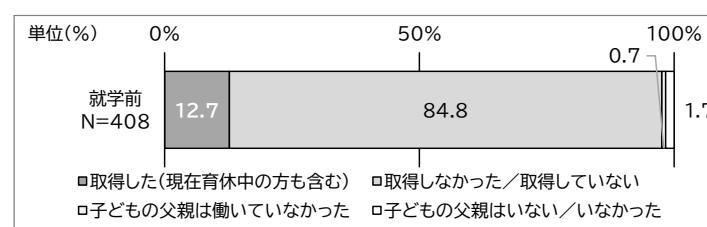
⑧保護者の育児休業について【就学前児童保護者調査】

- 母親の育児休業の取得状況は、「取得した」が53.9%、「取得しなかった／取得していない」が9.3%となっています。父親では、「取得した」が12.7%、「取得しなかった／取得していない」が84.8%となっています。

母親の育児休業の取得状況 [単数回答]



父親の育児休業の取得状況 [単数回答]

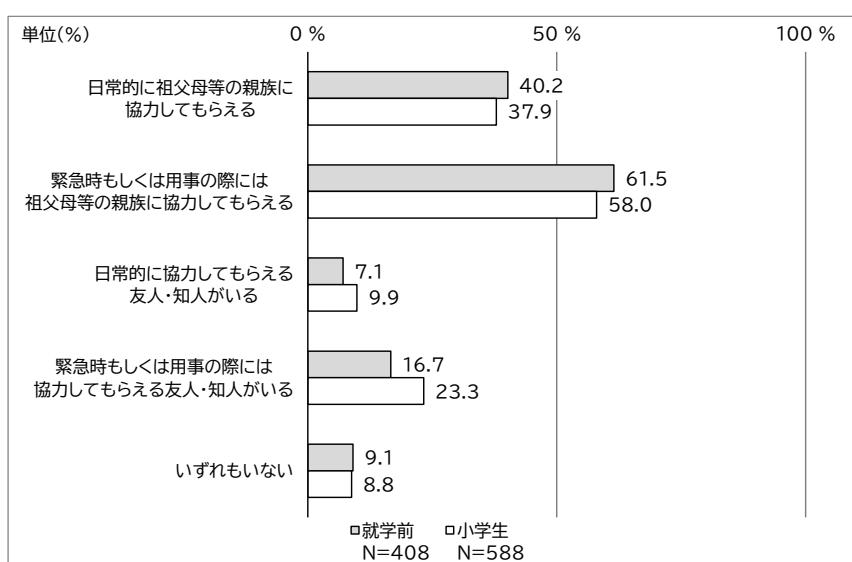


⑨育児に協力してもらえる親族・知人の有無について

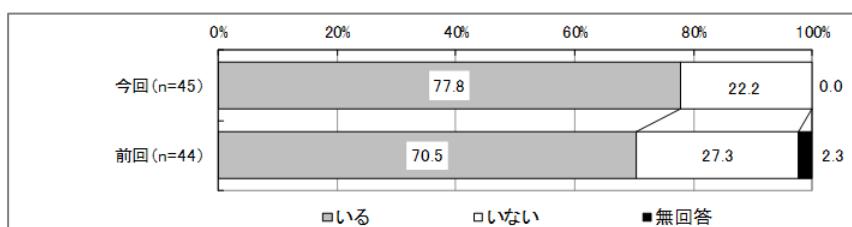
【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

- 令和5年度調査では、平成25年度調査と平成30年度調査の「育児に協力してくれ人の有無」を問う設問を省略し、「育児に協力してもらえる親族・知人の有無」の設問で、それぞれの協力の状況とあわせて協力者の有無を尋ねました。
- 設問の内容や選択肢に違いはあるものの、令和5年度に育児に協力してもらえる祖父母等の親族や友人・知人について「いずれもいない」は就学前児童保護者・小学生保護者とも10%未満となっており、平成25年度・平成30年度の「いない」と比較すると、協力者のいない保護者の割合は減少していると推察されます。

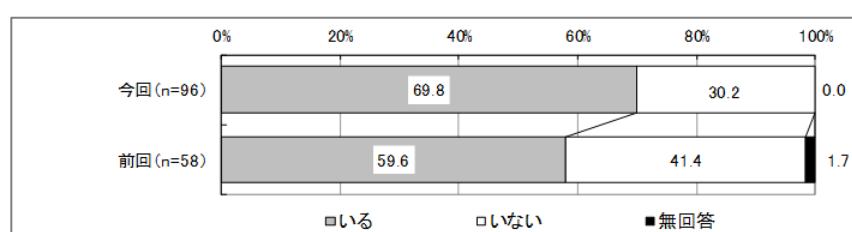
令和5年度の調査結果 [複数回答]



平成30年度調査報告書からの転載 [単数回答]
【育児に協力してくれる人の有無（就学前児童保護者）】



【育児に協力してくれる人の有無（小学生保護者）】

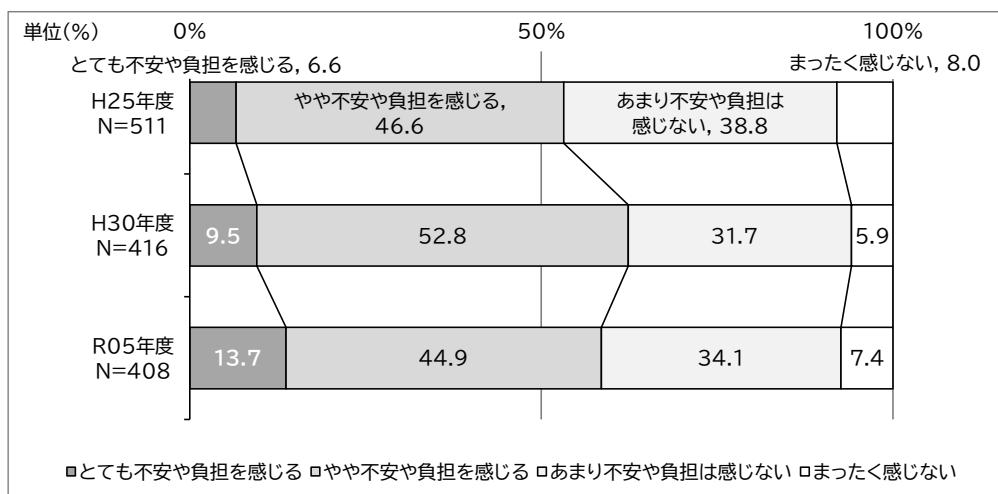


⑩今の生活への不安や負担について 【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

●今の生活への不安や負担は、就学前児童保護者では「とても不安や負担を感じる」が、平成25年度、平成30年度、令和5年度と順に増加しています。一方、小学生保護者では「まったく感じない」が、平成25年度、平成30年度、令和5年度と順に増加しており、「とても不安や負担を感じる」「やや不安や負担を感じる」の合計は、令和5年度が最も低くなっています。

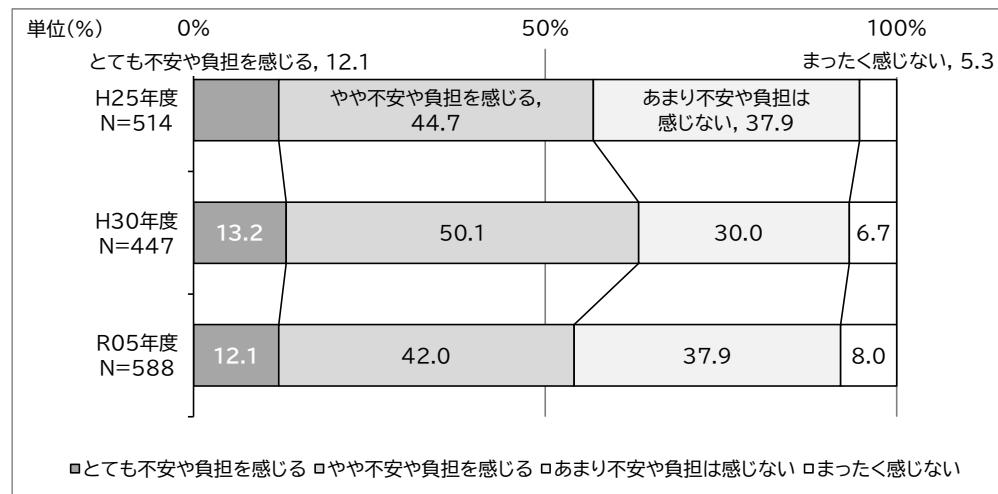
今の生活への不安や負担 [単数回答]

【就学前児童保護者】



今の生活への不安や負担 [単数回答]

【小学生保護者】

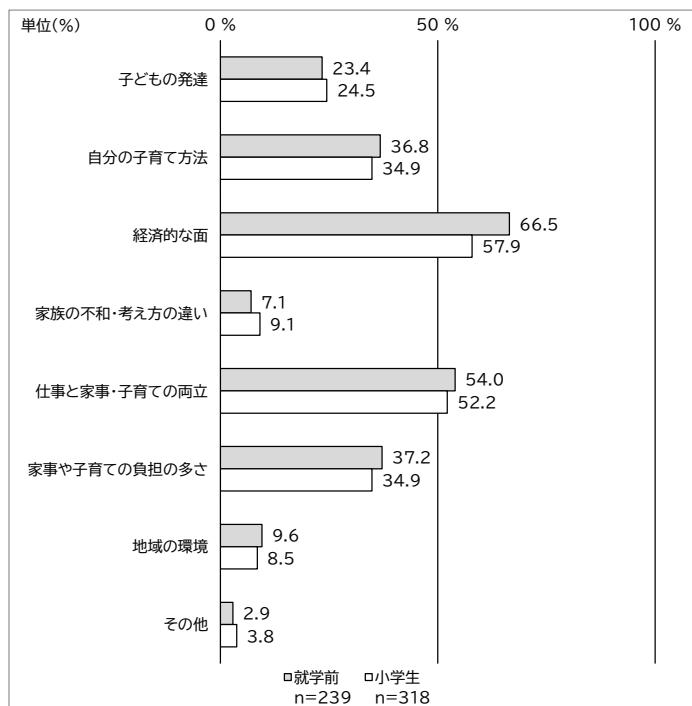


⑪子育てへの不安や地域の子育て環境について

【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

- 前問で「とても不安や負担を感じる」「やや不安や負担を感じる」とした回答者の不安や負担の内容は、就学前児童保護者・小学生保護者とも「経済的な面」が最も高く、次いで「仕事と家事・子育ての両立」となっています。

不安や負担の内容 [複数回答（3つまで）]

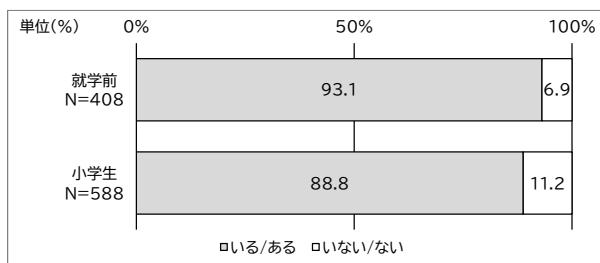


⑫気軽に相談できる人や場所の有無について

【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

- 気軽に相談できる人や場所の有無は、「いる／ある」が就学前児童保護者で93.1%、小学生保護者で88.8%となっており、小学生保護者では1割を超える11.2%が「いない／ない」と回答しています。

気軽に相談できる人や場所の有無 [単数回答]



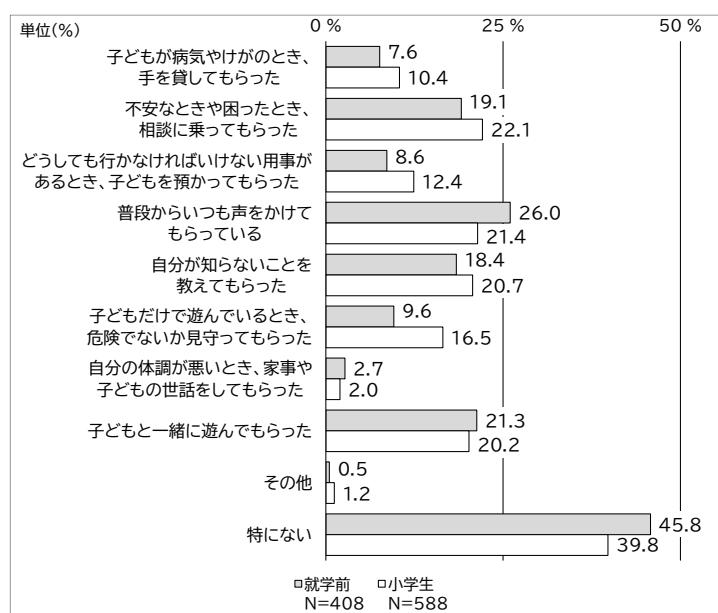
⑬地域の方等に子育てを手助けしてもらうことについて

【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

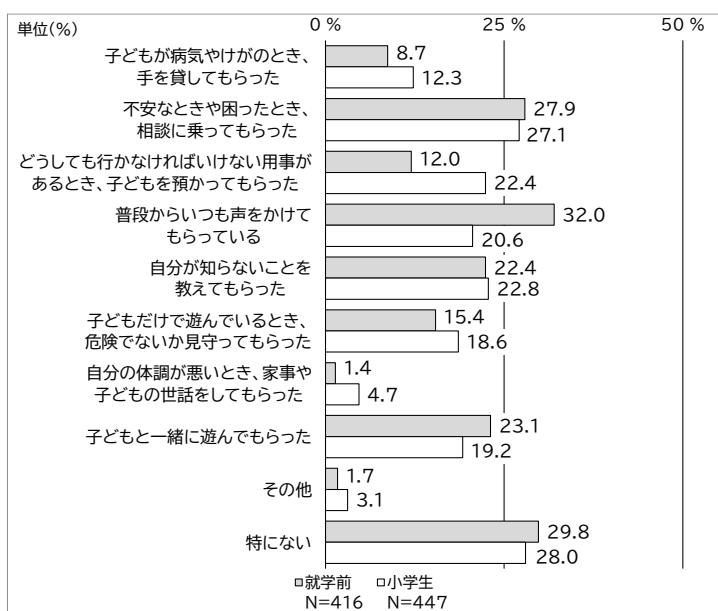
●地域の方等に子育てを手助けしてもらってよかったと思うことは、平成 30 年度調査と比較すると、就学前児童保護者では、「普段からいつも声をかけてもらっている」「不安なときや困ったとき、相談に乗ってもらった」がともに 6 ポイント以上減少し、小学生保護者では「不安なときや困ったとき、相談に乗ってもらった」「どうしても行かなければならぬ用事があるとき、子どもを預かってもらった」がともに 5 ポイント以上減少しています。一方、「特ない」は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに 10 ポイント以上増加しています。

地域の方等に子育てを手助けしてもらってよかったこと [複数回答（3つまで）]

令和 5 年度の調査結果



平成 30 年度の調査結果

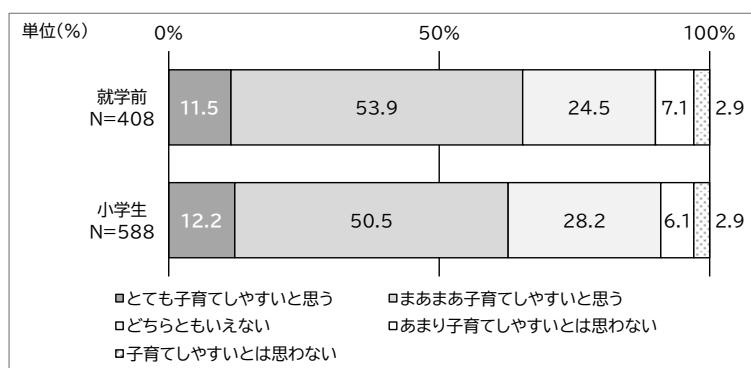


⑯子育てしやすい環境について 【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

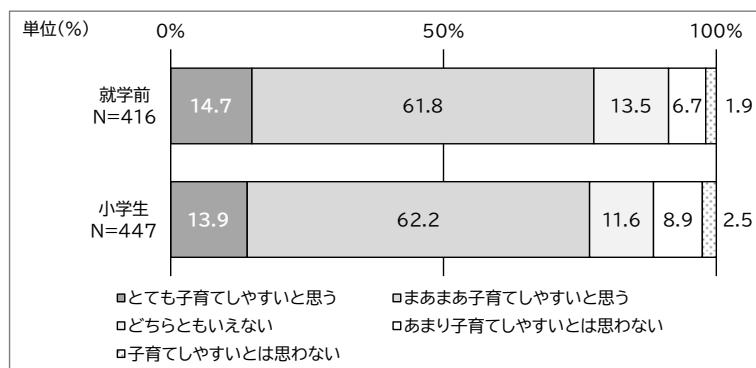
- 住んでいる地域が子育てのしやすい環境だと感じるかとの問い合わせに対しては、「とても子育てしやすいと思う」と「まあまあ子育てしやすいと思う」の合計は、就学前児童保護者が 65.4%、小学生保護者が 62.7%で、いずれも 6 割を超えています。
- 一方「子育てしやすいとは思わない」と「あまり子育てしやすいとは思わない」の合計は、就学前児童保護者 10.0%、小学生保護者で 9.0%となっています。
- 平成 30 年度調査と比較すると、「とても子育てしやすいと思う」と「まあまあ子育てしやすいと思う」の合計は、就学前児童保護者が 11.1 ポイント減少、小学生保護者が 13.4 ポイント減少となっています。

子育てしやすい環境か [単数回答]

令和 5 年度の調査結果



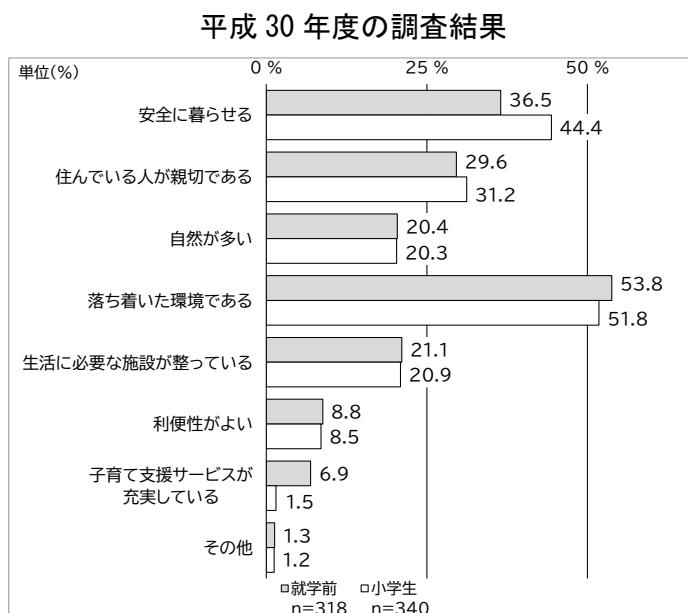
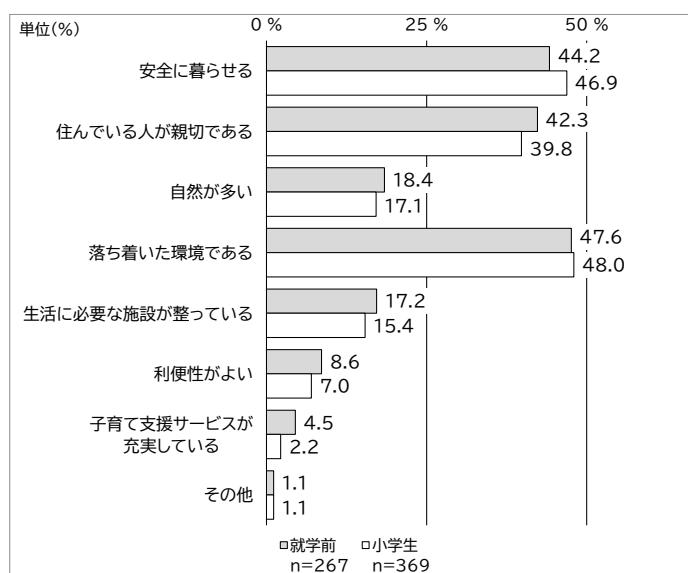
平成 30 年度の調査結果



⑯子育てしやすいと思う理由について【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

- 「とても子育てしやすいと思う」「まあまあ子育てしやすいと思う」とした回答者の子育てしやすいと思う理由は、就学前児童保護者・小学生保護者とも「落ち着いた環境である」が最も高く、次いで「安全に暮らせる」となっています。
- 平成30年度調査と比較すると、就学前児童保護者・小学生保護者とも「住んでいる人が親切である」が8ポイント以上増加し、「落ち着いた環境である」「生活に必要な施設が整っている」が約4ポイント以上減少しています。

子育てしやすいと思う理由 [複数回答(2つまで)]
令和5年度の調査結果



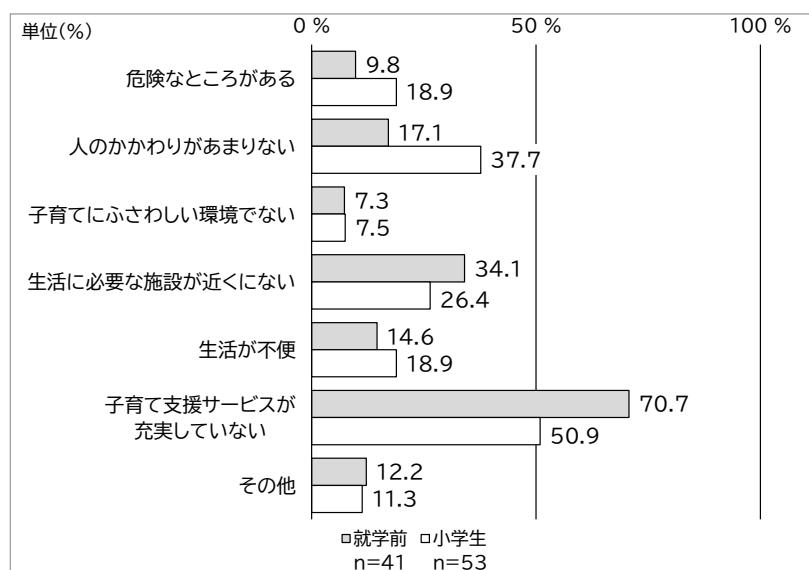
⑯子育てしやすいと思わない理由について

【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

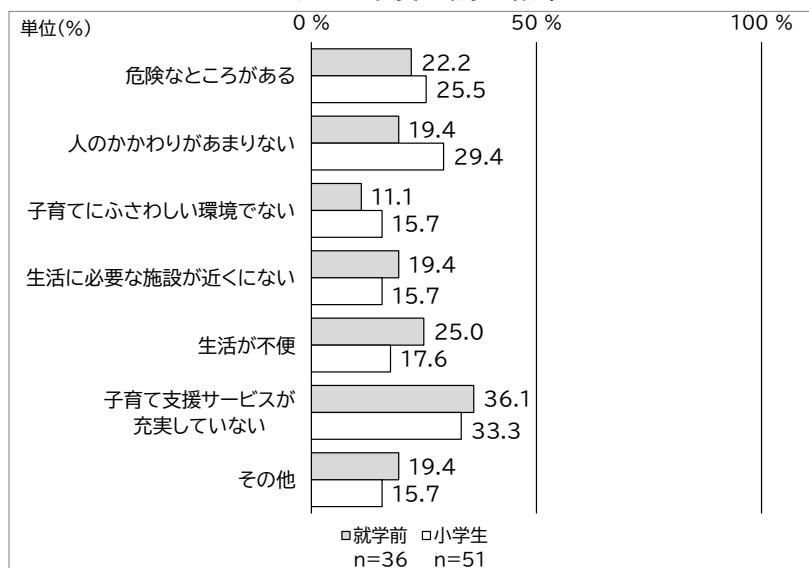
- 前々問で「子育てしやすいとは思わない」「あまり子育てしやすいとは思わない」とした回答者の子育てしやすいとは思わない理由は、就学前児童保護者・小学生保護者とも「子育て支援サービスが充実していない」が最も高く、次いで、就学前児童保護者は「生活に必要な施設が近くにない」、小学生保護者は「人のかかわりがあまりない」となっています。
- 平成30年度調査と比較すると、就学前児童保護者・小学生保護者とも「子育て支援サービスが充実していない」が17ポイント以上と大幅に増加し、「生活に必要な施設が近くにない」についても10ポイント以上増加しています。

子育てしやすいと思わない理由 [複数回答(2つまで)]

令和5年度の調査結果



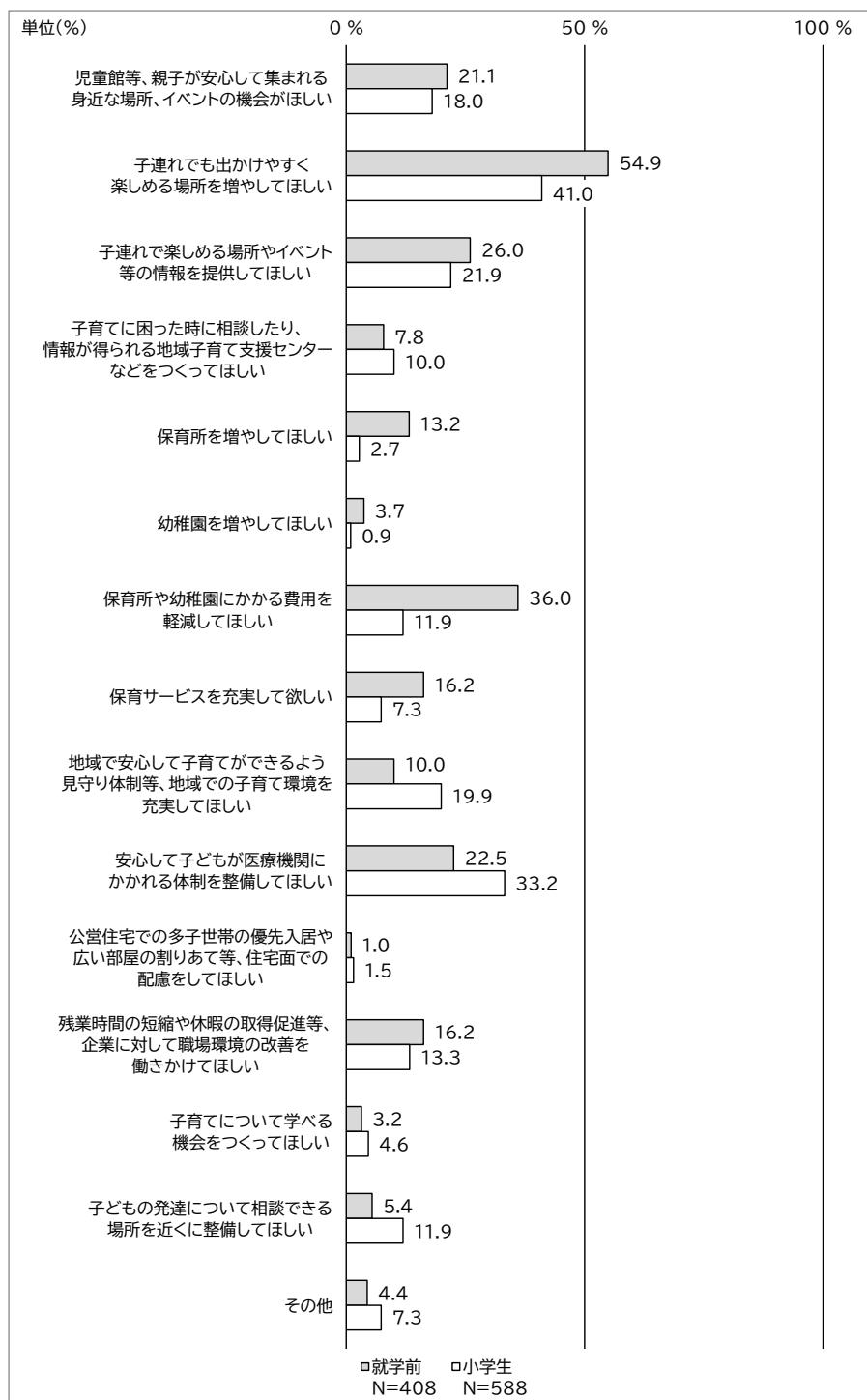
平成30年度の調査結果



⑦本町の子育て支援について特に期待することについて
【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

●本町の子育て支援について特に期待することは、就学前児童保護者・小学生保護者とも「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も高く、次いで、就学前児童保護者は「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」、小学生保護者は「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」となっています。

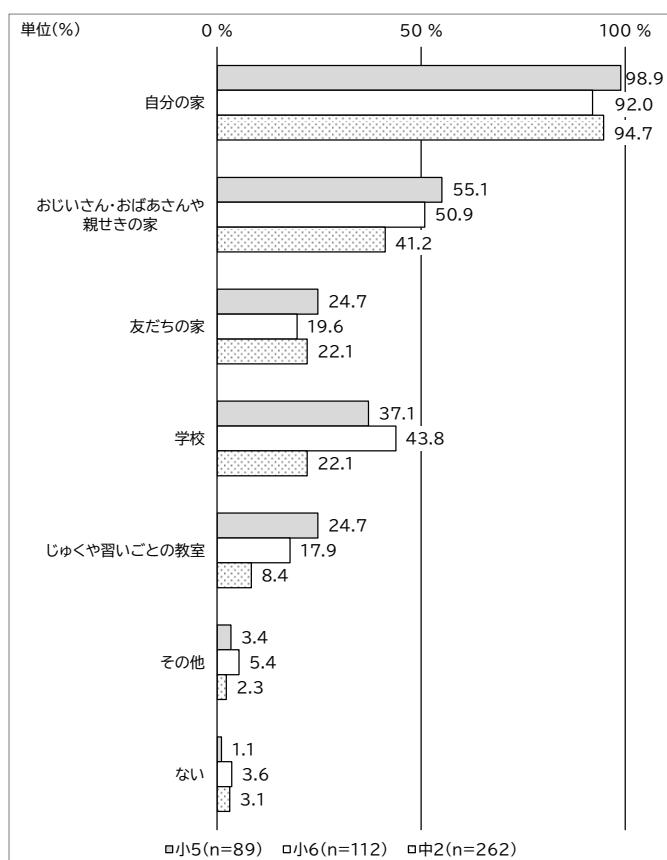
本町の子育て支援について特に期待すること [複数回答（3つまで）]



⑯安心して過ごせる場所について【小・中学生調査】

- 安心して過ごせる場所は、小学5年生・小学6年生・中学2年生いずれも「自分の家」が最も高く、次いで「おじいさん・おばあさんや親せきの家」となっています。また、「学校」との回答は、3つの学年の中で小学6年生が最も高くなっています。

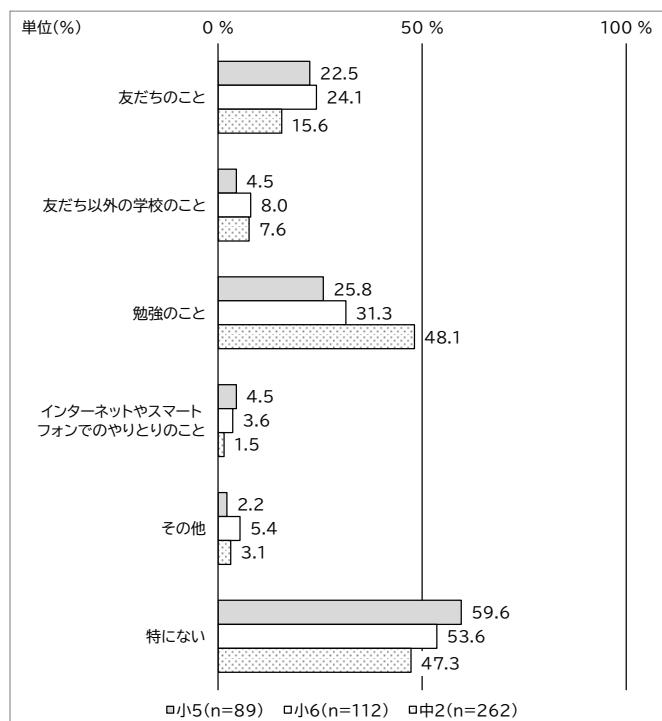
安心して過ごせる場所 [複数回答]



⑯悩みや困っていることについて【小・中学生調査】

●悩んでいることや困っていることは、小学5年生・小学6年生は「特にない」が最も高く、中学2年生は「勉強のこと」が最も高くなっています。また、「友だちのこと」との回答は、中学2年生より小学5年生・小学6年生の方が高くなっています。

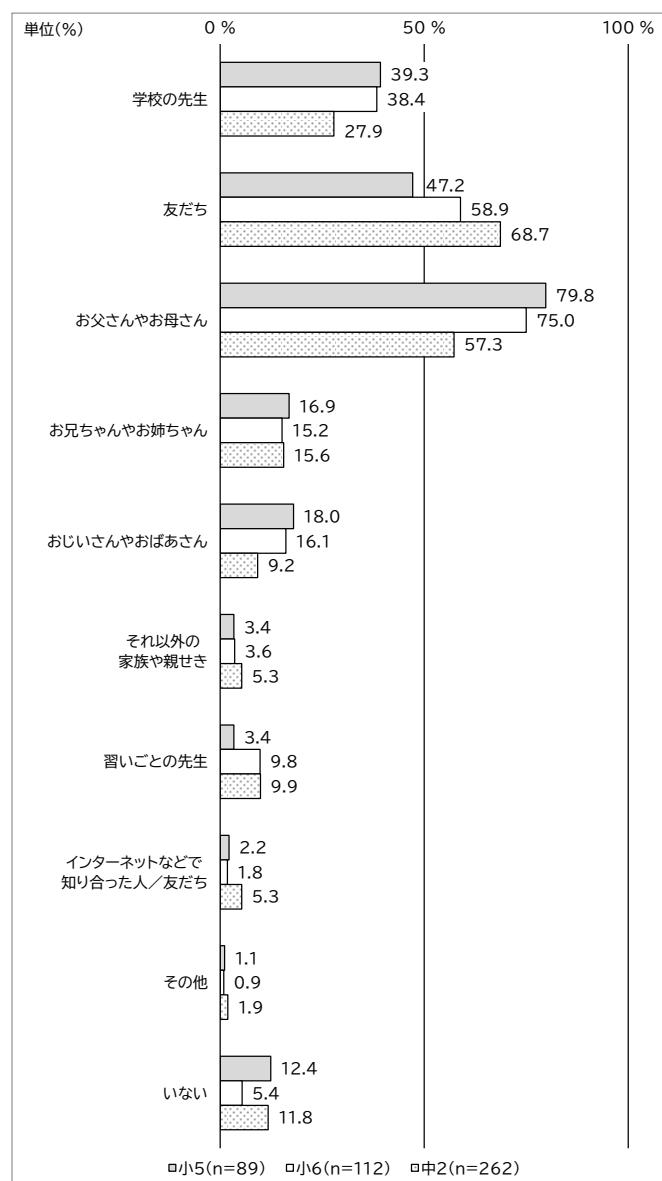
悩んでいることや困っていること [複数回答]



⑩相談先・相談相手について【小・中学生調査】

●悩んだり困った時に相談できる人は、小学5年生では「お父さんやお母さん」が最も高く、学年が高くなるにつれ「お父さんやお母さん」が低くなっています。「友だち」が高くなっています。一方、「いない」との回答は、小学5年生が最も高くなっています。

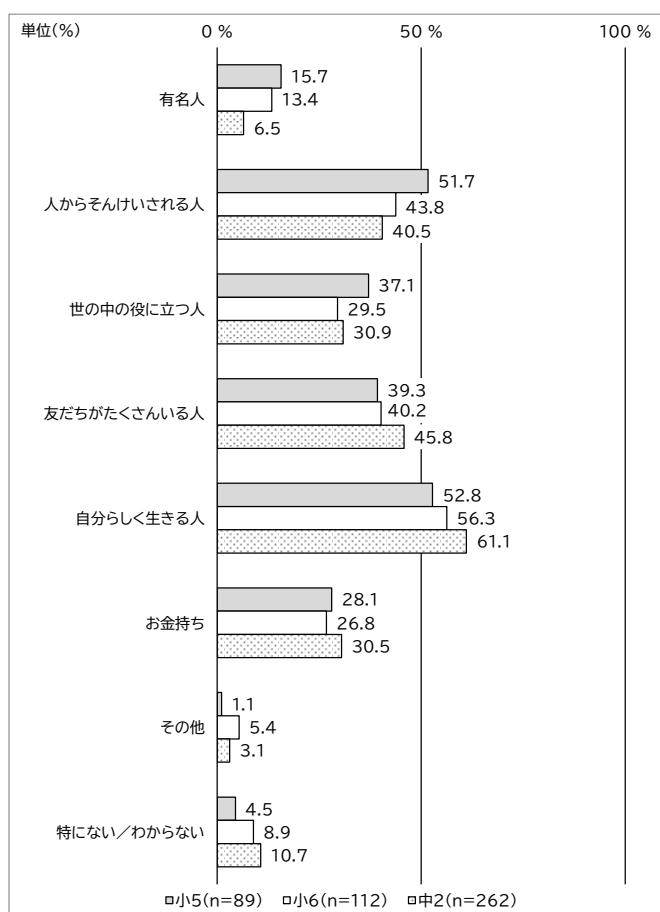
悩んだり困った時に相談できる人 [複数回答]



㉑どんな大人になりたいか【小・中学生調査】

●「どんなおとなになりたいか」との問い合わせに対しては、小学5年生・小学6年生・中学2年生いずれも「自分らしく生きる人」が最も高くなっています。また、「有名人」や「人からそんけいされる人」との回答は学年が低くなるほど高く、「友だちがたくさんいる人」や「自分らしく生きる人」との回答は学年が高くなるほど高くなっています。

どんな大人になりたいか [複数回答]



8 対応すべき課題の整理

これまでの子どもを取り巻く状況等を踏まえ、課題等を整理すると以下のとおりとなります。

(1) 子育ての不安や負担に関する課題について

アンケート調査結果では、今の生活への不安や負担を感じているが約6割を占めています。「とても不安や負担を感じる」との回答は、平成25年度調査、平成30年度調査から増加の一途となっており、令和5年度調査では、平成25年度調査の2倍以上となっています（就学前保護者）。また、不安や負担の内容は、「経済的な面」が約6割、「仕事と家事・子育ての両立」が約5割、次いで「家事や子育ての負担の多さ」、「自分の子育て方法」が続いています。

子育ての負担に関しては、育児に協力してもらえる親族・知人の有無について、「緊急時や用事の際には祖父母等の親族に協力してもらえる」との回答が約6割（就学前保護者・小学生保護者）である一方で、「いずれもいない」との回答が、約1割となっています（就学前保護者・小学生保護者）。

保護者が悩んだり、困った場合の相談先について、約9割の保護者が相談先がある一方、相談先がない就学前保護者6.9%、小学生保護者11.2%となっていました。保護者が相談できないことで、その子どもにも影響が及ぶことになりかねません。核家族化が進み、地域とのつながりが希薄化する状況においても、ニーズに応じた相談体制の整備の充実が求められます。また、相談窓口に関する、案内、周知の他、相談に来れない家庭に対する方策についても検討が求められます。

子どもが病気やけがの時の対応については、病児・病後児保育への利用希望が前回調査よりも大幅に増加していました。さらに、子育て支援について特に期待することでは、安心して子どもが医療機関にかかるような小児医療体制へのニーズも高くなっていました。

(2) 子育て世帯の生活と仕事の多様なニーズに関する課題について

母親の就労状況では、就学前保護者においてフルタイム勤務の割合が平成25年度調査から令和5年度調査まで、増加傾向が継続しています。共働き世帯の増加に伴い、子育て支援へのニーズは高くなることが見込まれます。

配偶者等の育児参加の状況については、就学前保護者では、9割以上が参加しており、増加傾向となっていますが、小学生保護者では、就学前保護者よりも低く、減少傾向となっています。父親の育児休暇の取得状況も母親が5割以上であるのに対し、約1割程度と取得が進んでいません。取得に対して、職場の人員不足や取得しづらい

環境ということも要因として考えられるため、啓発活動等による休業制度の取得促進が求められます。

若い世代では、在宅勤務など、働き方も多様化しており、今後ますます個々の子育て世帯に応じた多様な支援が求められると想定されます。それぞれの世帯、子どもに対して、必要となる支援やサービスを迅速に提供するにあたっては、その窓口となる相談支援体制の充実が求められます。

放課後子ども育成教室についての、ニーズ調査では、現状の利用状況(低学年 41.4%)を大きく上回る利用希望(低学年 64.0%)となっており、さらなる確保方策が求められます。

(3) 親子のつながり、地域のつながりの課題について

子どもが安心して過ごせる場所については、「自分の家」が9割を越える一方で、「ない」と回答した割合が小学5年生 1.1%、小学6年生 3.6%、中学2年生 3.1%となっていました。少ない件数ではありますが、安心して過ごせる居場所がないという子どもがいます。放課後の過ごし方、居場所の確保についても、子どものニーズに合わせた施策が求められます。また、居場所を通じた地域とのつながりに対する取組も必要と考えられます。

本町では、核家族世帯の割合が 73.0%と国の 54.2%、奈良県の 62.7%を大幅に上回っており、高い割合で核家族化が進行しています。また、年齢階層別人口割合でも、0~14歳の割合が、国、県を上回っており、子育て中の核家族世帯の割合が高いことが想定されます。一世帯当たりの人員も減少が続く状況においては、地域で子どもを守り、育てる機能を有することが、子ども子育て世帯の安心、安全につながると考えられます。

地域の人に育児を手伝ってもらったことについてのアンケート結果では、平成 30 年度調査から「不安なときや困ったとき、相談に乗ってもらった」が 8.8 ポイント減少(就学前児童保護者)、「どうしても行かなければならない用事があるとき、子どもを預かってもらった」が 10 ポイント減少等、前回調査よりポイントが減少している項目が多くなっており、手助けしてもらうことが「特にない」が約4割と就学前児童保護者、小学生保護者とも 10 ポイント以上増加していました。また、住んでいる地域が子育てしやすい環境であるかについてのアンケート結果では、平成 30 年度調査から「とても子育てしやすいと思う」と「まあまあ子育てしやすいと思う」の合計が就学前児童保護者、小学生保護者とも 10 ポイント以上減少していました。この結果の要因として、子育てしやすいと思わない理由では、「子育て支援サービスが充実していない」が就学前児童保護者、小学生保護者とも平成 30 年度調査から 17 ポイント以上増加していました。平成 30 年度調査以降、フルタイム勤務の母親の割合が増加

し、近年の物価高もあり「経済的な面」での不安や負担を感じるとの回答が6割以上となっています（就学前児童保護者）。医療費の支払いについても、負担軽減を求める意見も多く挙がっていました。また、地域の人に育児を手伝ってもらう機会が減少している状況で、さらなる子育て支援サービスの充実が求められており、子育て世帯を支える地域としての取組、体制の構築が課題となっています。

町の子育て支援に特に期待することについては、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が就学前保護者、小学生保護者では最も多く、「子連れで楽しめる場所やイベント等の情報を提供して欲しい」もともに3位となっており、子連れが楽しめる場所や機会へのニーズが高くなっています。子連れで楽しめる場所については、親子の触れ合いの機会だけでなく、子どもの様々な体験の機会にもつながると考えられます。

（4）子どもと子どもの権利を守り、救う視点における課題について

共働き世帯の増加に対し、教育・保育の施設や地域子ども・子育て支援事業の拡充が進む一方で、子どもと親が過ごす時間が少なくなる結果を招きかねません。児童生徒向けのアンケート調査では、悩んだり困った時に相談できる人が「いない」と回答した割合が小学5年生12.4%、小学6年生5.4%、中学2年生11.8%となっていました。

子どもは、家庭や地域の環境変化の影響を受けやすい立場ですが、個人として尊重され、権利の主体もあります。児童生徒向けのアンケート調査でもどんな大人になりたいかについて「自分らしく生きる人」の割合が最も高くなっています。「人からそんけいされる人」「世の中の役に立つ人」等の既存の基準とは異なる基準、価値観が大事にされています。子ども一人ひとりの価値観、考え方を尊重し、それぞれの子どもに向き合った取組が求められます。

家族、保護者の事情で経済的に困難な状況にある貧困家庭やお世話する家族がいるヤングケアラーの家庭等においても、子どもの利益や権利が守られ、尊重される地域社会となるようなしくみ作り、体制の構築が求められます。

また、今の生活への不安や負担については、「経済的な面」がその理由として最も多くなっていましたが、町の子育て支援に特に期待することでも、「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減して欲しい」が就学前保護者では上位2番目に入っています、近年の物価高を背景に、経済的な負担が子育て世帯の大きな課題となっています。

第3章 計画の基本理念

1 基本理念

子どもは、家族のかけがえのない存在であるとともに、社会全体の財産であり、これから社会を担う力として大きな存在です。

本町においては、2期目の計画に基づき、令和4年4月には広陵町子育て家庭総合相談センター（令和6年4月から広陵町こども家庭センター）の開設による子育ての不安を解消するための相談体制の充実、令和5年4月には、畿央大学付属広陵こども園の開園など保育施設の整備を推進してきました。

しかし、本町においては、国や県を上回る核家族化の進行、共働き世帯の増加、近所に親族、友人、知人がいない若い子育て世代の転入増加、地域コミュニティの希薄化などの要因により、子どもを持つ親の孤立化が予測されます。

このため、子どもを産みやすい環境づくりを進めるとともに、子育てしやすい環境づくりを進め、安心して子どもを産み、子育ての喜びを実感することができる地域づくりがこれまで以上に求められています。また、子ども自身が自分らしく、健やかに育つことが地域の力にもなっていきます。

今後も、子どもの成長に対し、地域や社会が、子どもを持つ親の子育てに対する負担や不安、孤立感をやわらげることを通じて、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援が必要です。

本町では、子どものために、子育てにかかる親、家庭、地域、事業所、行政などが協力して子育てを支援する環境づくりに向け、地域における子育て支援を重視し、「ともに子どもの未来を応援する地域づくり」を基本理念として掲げ、総合的な取り組みを推進していきます。

基本理念

ともに子どもの未来を応援する地域づくり

2 基本目標

基本理念に基づき、本計画において取り組んでいくべき、施策展開の基本的な目標を以下に示します。

■基本目標1 子どもも親も切れ目なく支援する環境づくり

子育てに不安を持つ親が気軽に相談できる支援体制や子育てに関する情報発信の充実により、誰ひとり取り残さない支援体制の構築を図ります。また、母親が安心して子どもを産み、子どもの健やかな成長を支えるため、妊娠期から子育て期まで母子の健康づくりを進めます。

■基本目標2 子育てと仕事のバランスを支援する環境づくり

安心して子育てすることができ、子育てと仕事のバランスがとれる環境づくりを図ります。また、仕事を持っている人も安心して子どもを育てられる環境づくりに取り組みます。さらに、子育てを難しくする要因となる経済的な負担軽減にも努めます。

■基本目標3 子どもが自分らしく育つ環境づくり

子どもを持つ親が交流できる機会の充実を図るとともに、放課後等に子どもが安全・安心して過ごせる居場所の確保を図ります。また、家庭・学校等における教育の充実など子どもが自己肯定感を持って成長し、子どもが自分らしく成長することができる環境づくりを図ります。さらに、子どもと親にとって、身近な生活の舞台である地域において、子育てをお互いに支えあうことで、子どもが自分らしく育つ地域づくりを進めます。

■基本目標4 子どもを守る安心・安全な環境づくり

子ども一人ひとりが個人として尊重され、虐待から子どもを守るとともに、発達に支援が必要な子どもやひとり親世帯、経済的支援が必要な子育て家庭への支援を図り、子どもの健やかな発達を支援します。また、すべての子どもと親が安心して快適に生活できるよう交通事故や犯罪などから子どもの安全を確保する取り組みを進めます。

3 施策体系

| 基本理念 | 基本目標 | 主な施策 |
|----------------------------|---|--|
| ともに子どもの未来を応援する地域づくり | <p>基本目標 1 子どもも親も切れ目なく支援する環境づくり</p> | <p>1 誰ひとり取り残さない相談支援体制の構築 (1) 相談支援体制の充実 (2) 子育てに関する情報提供の充実</p> <p>2 子どもの健やかな育ちの支援 (1) 子どもと母親の健康づくり (2) 食育の推進 (3) 小児医療の充実</p> <p>3 子育てにかかる経済的負担の軽減 (1) 妊娠・出産に関する支援 (2) 子どもを持つ家庭への経済的支援</p> |
| | <p>基本目標 2 子育てと仕事のバランスを支援する環境づくり</p> | <p>1 多様な保育ニーズに対応するための支援 (1) 保育サービスの充実 (2) 地域における子育て支援サービスの充実</p> <p>2 多様な働き方の実現に向けた取り組みの推進 (1) 子育てしやすい職場環境づくりの促進</p> <p>3 ともに子育てを担う意識づくり (1) ともに子育てを担う意識づくり (2) 思春期保健対策の充実</p> |
| | <p>基本目標 3 子どもが自分らしく育つ環境づくり</p> | <p>1 子どもの居場所・交流の場づくり (1) 放課後の居場所づくり (2) 交流機会の提供 (3) 子どもの遊び場・体験機会の充実</p> <p>2 子どもの「自分らしさ」と「生きる力」を育む教育環境の充実 (1) 幼児教育の充実 (2) 学校教育の充実</p> |
| | <p>基本目標 4 子どもを守る安心・安全な環境づくり</p> | <p>1 子どもの権利の尊重と児童虐待の防止 (1) 子どもの権利を尊重する意識づくり (2) 子どもの虐待防止対策の強化</p> <p>2 様々な子どもと子育てへの支援 (1) ひとり親家庭の自立支援の推進 (2) 障がい児施策の充実 (3) 経済的困難を抱える家庭への支援</p> <p>3 子どもの安全の確保 (1) 交通安全対策の強化 (2) 防犯対策の強化 (3) 安心できる生活空間の確保</p> |

4 重点施策

本計画においては、子ども・子育て支援に関する4つの基本目標の施策・事業を計画的に推進していくことが基本となります。基本理念である「ともに子どもの未来を応援する地域づくり」の実現に向けて、重点的に取り組む施策を設定し、本町における子育て支援の充実を図ります。

◆重点施策 1 安心できる居場所づくり

母親のフルタイム勤務が増加傾向にある状況で、未就学児の受け皿だけでなく、小学生以上の児童生徒の放課後の過ごし方も課題になっています。本町の放課後子ども育成教室においては、右肩上がりの利用希望者の増加が継続しており、受け皿の確保が大きな課題となっています。また、今回の児童生徒アンケートでは、居場所がないという小学6年生が3.6%となっており、放課後子ども育成教室だけではない居場所の確保が必要と考えられます。国の「放課後児童対策パッケージ」でも、学校以外の居場所等が示されています。地域における取組を含め、子どもが安心できる居場所の拡充を図ります。

◆重点施策 2 子育て世帯を支える多様な支援

国や県と比較しても、核家族世帯の割合は非常に高く、近年の出生数増加、フルタイム勤務の母親の割合増加等、広陵町の子育て世帯を取り巻く環境は、多様なニーズが想定されます。特に、第3期計画期間中は、量の見込みが増える既存の地域子ども・子育て支援事業だけでなく、児童福祉法改正、子ども・子育て支援法の改正による新規事業の導入もあり、子育て世帯が抱えるニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

◆重点施策 3 誰ひとり取り残さない支援体制の拡充

相談先・相談相手がない児童生徒や保護者が一定数います。町では令和4年に「広陵町子育て家庭総合相談センター」を開設し、令和6年には「広陵町こども家庭センター」として保健師・助産師・保育コンシェルジュといった専門の職員を配置しています。第3期計画期間中においても、子どもや保護者が悩んだり困った時に、早期に相談を受け支援につながるよう、事業や制度の周知、情報提供等を推進します。また、相談できない家庭へのアウトリーチ等、積極的な支援についても体制を構築し、虐待の防止や要保護児童の支援等に対し家族だけでなく地域で見守り、誰ひとり取り残さない支援体制の拡充を図ります。

第4章 施策の展開

基本目標1 子どもも親も切れ目なく支援する環境づくり

1 誰ひとり取り残さない相談支援体制の構築

(1) 相談支援体制の充実

施策の方向

妊娠・出産・育児を切れ目なくサポートし、保護者に寄り添う支援を推進するため、妊娠・出産・育児の総合相談窓口として「こども家庭センター」を中心に相談支援の充実を図ります。また、身近な相談場所として地域子育て支援拠点事業や幼稚園・保育園・認定こども園での育児相談等の充実を図ります。また、家庭訪問型子育て支援ボランティア事業（ホームスタート）を新たな地域資源として確保します。

主な取り組み

| 事 業 | 概 要 | 担当課 |
|------------------|--|---------------------------------------|
| こども家庭センター | 多様化する相談内容やニーズに対し、助産師、保健師及び保育コンシェルジュによる個別のニーズにあった情報を提供し、妊娠期から切れ目のない就学に向けたチームアプローチによる子育て支援を実施します。 | 子育て総合支援課 けんこう推進課 こども政策課 こども課 |
| 地域子育て支援拠点事業（一般型） | 子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行います。実施場所については、より多くの親子が利用できるよう、従来の北校区・西校区・真美ヶ丘校区に加え、東校区での開設を検討していきます。 | 子育て総合支援課 |

| 事 業 | 概 要 | 担当課 |
|-----------------------------|--|----------|
| 幼稚園・保育園・認定こども園での子育て支援 | 幼稚園では未就園の2・3歳児と保護者を対象に、保育園・認定こども園では未就園児とその保護者を対象に、交流の場を設け、情報や相談窓口の場を提供します。 | こども課 |
| 心の健康相談室 | 健康面、生活面等との悩みごとの相談を、電話または来所により対応します。また、相談内容によっては専門機関を紹介します。 | 社会福祉課 |
| 家庭訪問型子育て支援ボランティア事業（ホームスタート） | 研修を受けたボランティアが利用申し込みがあった家庭を無償で訪問し、傾聴と協働により子育てを支援する「家庭訪問型子育て支援ボランティア事業（ホームスタート）」を実施する団体に補助することにより地域資源を確保するとともに、行政との連携を行い、効果的な支援につなげます。 | 子育て総合支援課 |
| 妊婦等包括相談支援事業 | すべての妊産婦に寄り添い、継続的な情報発信や定期的な相談対応を行い、必要な場合には専門的・個別的な支援につなげていくことで、より安心して出産・子育てができるよう支援します。 | けんこう推進課 |

（2）子育てに関する情報提供の充実

施策の方向

子育てについての各種情報の円滑な提供を図るとともに、情報提供、相談窓口の充実に努めます。また、住民全体が子育ての意義を理解し、子育て支援に関心を持つことを期待するという意味も含めて、町広報やホームページ、LINE等のSNS、携帯アプリ等を活用して子育て情報の提供と啓発に努めます。

主な取り組み

| 事 業 | 概 要 | 担当課 |
|--------------|---|----------------|
| 総合的な子育て情報の提供 | 住民が利用しやすい育児情報を、町広報やパンフレット、町ホームページを通じて提供します。また、民間団体が実施する子育て支援の情報収集を行い、集約された情報を発信できる体制の構築を図ります。 | こども課 こども政策課 |

2 子どもの健やかな育ちの支援

(1) 子どもと母親の健康づくり

施策の方向

妊娠中の支援として、母子健康手帳交付時等の機会に情報提供や保健指導を行い、妊娠早期からの支援体制の充実を図るとともに、出産後、早期に育児不安が生じやすいことを踏まえて、産後ケアをはじめ、各種相談事業・訪問指導の充実を図ります。

また、妊娠・出産期から乳幼児期に至るまで、安全に安心して出産・育児が行えるよう、切れ目のない健康管理や発育・発達への支援体制の構築に取り組みます。また、母子保健と福祉分野が相互に連携して一体的な支援体制を目指します。

さらに、子育てに悩む親や孤立する親の増加、虐待などの現状を踏まえ、自信とゆとりを持ち安心して子育てができるよう、訪問指導や健康相談の充実を図り、育児不安の軽減に努めます。

主な取り組み

| 事 業 | 概 要 | 担当課 |
|----------|--|---------|
| 母子健康手帳交付 | 妊娠、出産、育児に関する一貫した健康記録の活用と保健・育児情報の提供を行います。 | けんこう推進課 |
| 妊婦健康診査 | 安心・安全に妊娠期間を過ごし、妊娠高血圧や貧血、妊娠糖尿病などの異常を早期に発見し、対応することで、母子ともに安心して出産を迎えることができるよう定期的な健診を実施します。 | けんこう推進課 |

| 事 業 | 概 要 | 担当課 |
|------------------------|---|---------|
| 妊婦歯科健診 | 妊婦を対象に歯科健診と相談を実施します。 | けんこう推進課 |
| パパママクラス | 定期的にパパママクラスを開催し、沐浴体験や妊婦体験などを通して、出産・育児に関する知識を得ることで、夫婦で出産・育児を協力していく体制を整えます。 | けんこう推進課 |
| 妊産婦訪問指導 | 妊娠、出産後の悩み、子育ての不安などの相談、保健指導を行います。 | けんこう推進課 |
| 妊婦判定受診助成費 | 非課税世帯、生活保護世帯の妊婦を対象とした妊娠判定受診料を助成します。 | けんこう推進課 |
| 低体重児の養育支援 | 体重が2,500g未満の赤ちゃんには十分な配慮が必要なため、低体重児届出を受理し、訪問等により支援を行います。 | けんこう推進課 |
| 未熟児訪問指導 | 未熟児の健やかな成長を支援するとともに、親への重点的養育支援を行います。 | けんこう推進課 |
| 産後ケア | 産後1年までの期間に、母の体調や育児に不安がある母子等に対し、助産師等の専門職が必要な支援を行うことで、育児の負担軽減を図り自信を持って育児が行えるように支援します。 | けんこう推進課 |
| 1か月児健康診査 | 産科医療機関等で受診した1か月児健康診査について受診費用を助成します。 | けんこう推進課 |
| こんにちは赤ちゃん事業（乳幼児全戸訪問事業） | 生後4か月までの乳児と母親を対象に助産師や保健師が家庭を訪問し、育児相談や児童虐待の予防に努めます。 | けんこう推進課 |
| 乳児健康診査 | 4か月児の乳児を対象に健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見するとともに、必要に応じて、適切な指導を行います。 | けんこう推進課 |
| 幼児健康診査（1歳6か月児、3歳6か月児） | 1歳6か月児、3歳6か月児を対象に内科健診、歯科健診、視力検査等の健康診査を行い、疾病等の異常を早期に発見するとともに、情緒面や育児についての指導や助言を行うことで、母子の健やかな成長を支援します。 | けんこう推進課 |

| 事業 | 概要 | 担当課 |
|----------------|---|---------|
| 産婦健康診査 | 出産後間もない時期に、医療機関や助産所において、産婦に対し、問診、診察、体重、血圧測定、尿検査、こころの健康チェック等の健診を実施します。 | けんこう推進課 |
| 新生児聴覚検査費用助成 | 新生児聴覚検査の費用を助成します。 | けんこう推進課 |
| 予防接種 | 伝染のおそれのある疾病的発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び推進を図ります。 | けんこう推進課 |
| マタニティマークの普及・啓発 | マタニティマークの配布及び啓発を推進し、妊婦にやさしいまちづくりを進めます。 | けんこう推進課 |

(2) 食育の推進

施策の方向

子どもの食生活は心と体の健康問題に大きな影響を及ぼすことから、乳幼児期からの発達に応じた食の指導を充実させるとともに、食育活動の充実や食に関する情報の提供を図ります。また、幼少期からの正しい食生活・生活習慣を身に付けさせるため、幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校において食育を推進し、正しい食習慣の定着を図ります。

主な取り組み

| 事業 | 概要 | 担当課 |
|--------|---|--------------------------|
| 食育推進事業 | 「食を通して家族や地域がつながり、健康な心身をつくる」を基本理念として、地域や関係機関と連携しながら、規則正しい食習慣の定着をはじめ、食の楽しさや食への関心を高めるなど、子どもと保護者を対象に普及・啓発を行います。 | けんこう推進課 教育総務課 こども課 |

(3) 小児医療の充実

施策の方向

本町では、広域的な連携のもと、休日診療を大和高田市の葛城地区休日診療所や田原本町の磯城休日応急診療所で、深夜間における乳幼児の診療を檍原市休日夜間応急診療所で対応しています。

休日・夜間に對応した小児救急医療体制の充実など広域的な医療体制の充実に向けた取り組みを進めるとともに、日ごろからのかかりつけ医確保への普及・啓発に努めます。

主な取り組み

| 事 業 | 概 要 | 担当課 |
|--------------|--|---------|
| かかりつけ医の定着の推進 | かかりつけ医を推奨し、町内医療機関の情報提供などにより、疾病の早期発見・治療を促します。 | けんこう推進課 |
| 休日夜間応急診療所 | 広域的な連携のもと、休日夜間の小児の急病に対応します。 | けんこう推進課 |
| 子ども医療費助成事業 | 子育て支援の一助として、0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもを対象に医療費の一部を助成し、子どもの健康の保持と、福祉の増進を図ります。 | 保険年金課 |

3 子育てにかかる経済的負担の軽減

(1) 妊娠・出産に関する支援

施策の方向

妊娠・出産に関する経済的負担を軽減するため、不妊治療を行う人へ一般不妊治療費等助成制度の周知に努めます。また、出産育児一時金や誕生祝い品事業などを通じて、出産時の経済的支援を図ります。

主な取り組み

| 事業 | 概要 | 担当課 |
|---------------------|--|---------|
| 一般不妊治療費等助成 | 一般不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担を軽減するために、費用の一部を助成します。 | けんこう推進課 |
| 生殖補助医療（不妊治療等）助成事業 | 不妊に悩む夫婦等の経済的負担を軽減するために、生殖補助医療に要する費用を助成します。 | けんこう推進課 |
| 妊婦支援給付金 | 妊娠している方に対し、妊娠している子どもの数に応じて、給付金を支給します。 | けんこう推進課 |
| 出産育児一時金 | 国民健康保険被保険者が出産したときは、出産育児一時金の額を支払います。 | 保険年金課 |
| 国民健康保険税の产前产後期间の轻减措置 | 出産を予定または出産した国民健康保険に加入されている方の产前产后期间相当分の国民健康保険税を、申告により軽減します。 | 保険年金課 |
| 誕生祝い品事業 | 広陵町に住民票がある方の出生届があった際に、絵本3種類の中から1冊を選んでいただくとともに、ごみ袋を1セット進呈しています。 | 住民課 |

(2) 子どもを持つ家庭への経済的支援

施策の方向

子どもを産み育てるに対する負担感としては様々なものがあり、経済状況が厳しい中、出産・育児・教育・医療等・子育てにかかる経済的な負担が少子化の一因ともいわれていることから、子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

主な取り組み

| 事業 | 概要 | 担当課 |
|---------------|---|-------|
| 児童手当 | 18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している保護者等に手当を支給することで家庭における生活の安定に寄与とともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として児童手当を支給します。 | こども課 |
| 特別児童扶養手当 | 20歳未満の、身体または精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給します。 | こども課 |
| 心身障がい者医療費助成事業 | 満1歳以上で身体障がい者手帳1級・2級または療育手帳A1・A2を所持している方の健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。 | 保険年金課 |
| 障がい児福祉手当 | 20歳未満の在宅重度障がい児で、常時介護を必要とする方に、障がい児の福祉を増進するため支給します。 | 社会福祉課 |
| 未熟児養育医療 | 身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を公費により負担します。 | 保険年金課 |

基本目標2 子育てと仕事のバランスを支援する環境づくり

1 多様な保育ニーズに対応するための支援

(1) 保育サービスの充実

施策の方向

子どもの育ちを第一とした質の高い教育・保育の提供と地域の子育て支援の充実に向け、町立幼稚園・保育園の幼保一体化を推進します。

多様化する職業形態や勤務形態・勤務時間に対応するとともに、個々の子どもの状況に応じた保育の充実が求められています。このため、通常保育の充実とともに、延長保育や病後児保育事業など、様々なニーズに対応した保育の充実に努めます。

主な取り組み

| 事業 | 概要 | 担当課 |
|--------------|--|-------------------|
| 幼保一体化総合計画の推進 | 幼保一体化総合計画に基づき、町立幼稚園・保育園の認定こども園化を段階的に推進します。 | こども課 認定こども園準備室 |
| 通常保育事業 | 保護者が就労及び病気などにより、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ります。 | こども課 |
| 延長保育事業 | 保護者の就労形態の多様化、長時間勤務などに伴う保育時間の延長に対応するため、開所時間（11時間）の後、さらにおおむね30分の保育を行います。 | こども課 |
| 病後児保育事業 | 病気回復期で、医療機関による治療の必要はないが安静の確保に配慮する必要があり、集団保育が困難な期間、保育園、病院などに付設された専用スペースにおいて一時的に保育を行います。 | こども課 |

| 事 業 | 概 要 | 担当課 |
|-----------|---|------|
| 私立保育園への補助 | 質・量ともに多様化する地域住民の保育要求に対し、保育を必要とする児童の福祉を増進し、あわせて保育事業の円滑なる運用に資するため、私立保育園に対して補助金を交付します。 | こども課 |
| 産休明け保育 | 保護者が保育を必要とする条件を満たした場合、産休明け乳児保育を行います。 | こども課 |
| 保育士研修 | 保育士の専門性の向上を図るための研修制度を充実させます。 | こども課 |

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

施策の方向

未就園の子どもの保護者をはじめ、支援を必要とするすべての家庭を対象とすることから、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが求められています。このため、仲間との交流や相談ができるよう、幼稚園・保育園・認定こども園での子育て支援や、地域子育て支援拠点事業の実施場所や実施日等の充実を図ります。また、新たに乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の導入、保護者のリフレッシュや用事のための一時保育事業等の周知と利用促進を図ります。

主な取り組み

| 事 業 | 概 要 | 担当課 |
|------------------------------|--|----------|
| 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） | 保護者の疾病などの理由により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合や、保護者が仕事で不在となる場合等、児童を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で児童を一定期間養護・保護します。 | 子育て総合支援課 |

| 事 業 | 概 要 | 担当課 |
|---------------------------|--|----------|
| 一時保育事業（リフレッシュ保育など） | 1歳児から就学前までの児童を対象に、育児疲れ解消、短時間勤務などの就労形態の多様化に伴う一時的な保育ニーズに対して保育を行います。 | こども課 |
| 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） | 就労要件を問わず、在宅で子育てする世帯の子どもを預かることで、子どもの成長と要支援家庭の把握に繋げます。対象年齢は生後6か月～3歳未満で月に10時間程度の利用が可能となっています。 | こども課 |
| 地域子育て支援拠点事業（一般型） 【再掲】 | 子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行います。実施場所については、より多くの親子が利用できるよう、従来の北校区・西校区・真美ヶ丘校区に加え、東校区での開設を検討していきます。 | 子育て総合支援課 |
| 幼稚園・保育園・認定こども園での子育て支援【再掲】 | 幼稚園では未就園の2・3歳児と保護者を対象に、保育園・認定こども園では未就園児とその保護者を対象に、交流の場を設け、情報や相談窓口の場を提供します。 | こども課 |
| 幼稚園・保育園・認定こども園の園庭開放 | 未就園児が保護者と一緒に幼稚園・保育園・認定こども園の園庭を利用することにより、他の親子とのコミュニケーションを図る場を提供します。 | こども課 |
| 広陵町子育て支援施設「ポケット」 | 家庭で保育を行う保護者の急病、家事都合等に伴う一時的な保育需要に対応するため、子育てサポート事業を実施します。 | こども課 |

| 事 業 | 概 要 | 担当課 |
|---------------------------------|---|----------|
| 家庭訪問型子育て支援ボランティア事業（ホームスタート）【再掲】 | 利用申し込みがあった家庭を無償で訪問し、研修を受けたボランティアが傾聴と協働により子育てを支援する家庭訪問型子育て支援ボランティア事業（ホームスタート）を実施する団体を補助し、地域資源を確保とともに、行政との連携を行い、効果的な支援につなげます。 | 子育て総合支援課 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 生後6ヶ月から小学校6年生までの児童を対象として、育児を援助して欲しい方と育児を援助したい方が会員登録し、会員間で子どもの預かり等を有料で行う事業を実施します。 | こども課 |

2 多様な働き方の実現に向けた取り組みの推進

(1) 子育てしやすい職場環境づくりの促進

施策の方向

男性の育児参加の促進や多様な働き方の実現のため、育児・介護休業制度の普及・啓発や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進するため、その普及に向けた制度の理解等の支援等を進めます。また、産業の活性化や職場の確保など、本町における就労環境の向上を図り、経済的な側面から、子どもを産み育てやすい環境づくりに努めます。

主な取り組み

| 事業 | 概要 | 担当課 |
|--------------------------|--|-------------|
| 育児・介護休業制度の普及・啓発 | 住民や企業への育児・介護休業制度について、町広報などにより啓発活動を行い、普及に努めます。 | 産業総合支援課 |
| 女性就労支援セミナー開催事業 | 再就職を目指す女性を対象としたマザーズセミナーや柔軟な働き方ができるテレワークの普及セミナー等を開催し、子育て中であっても働きやすい環境づくりを目指します。 | 協働のまちづくり推進課 |
| 中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく産業振興 | 町、事業者、中小企業関係団体等が連携し、「住みやすく」「働きやすく」、「商売しやすい」環境整備を推進し、活力あるまちづくりを進めます。 | 産業総合支援課 |

3 ともに子育てを担う意識づくり

(1) ともに子育てを担う意識づくり

施策の方向

夫婦が協力して子育てを担う意識と男女共同参画意識の高揚を図るとともに、企業への啓発を行い、父親が子育てに参加しやすい環境づくりに努めます。

主な取り組み

| 事 業 | 概 要 | 担当課 |
|-------------|---|-------------|
| 男女共同参画意識の高揚 | 広報・啓発活動や様々な場を通じ、これまでの社会慣行の見直しや性別による固定的な役割分担意識の解消、男女平等意識の高揚を図ります。 | 協働のまちづくり推進課 |
| 生命の安全教育出前講座 | 町内小中学校において、男女共同参画及び生命の大切さを学ぶことを内容とした、発達の段階に応じた人権啓発に関するテーマの生命の安全教育出前講座を実施し、年少期からの男女共同参画及び人権意識の醸成を図ります。 | 協働のまちづくり推進課 |
| 親子料理教室 | 親子（親と小・中学生以下）で参加する料理教室を開催し、料理教室を通じて親子の絆を深め、コミュニケーションの増加に繋げます。 | 中央公民館 |
| パパママクラス【再掲】 | 定期的にパパママクラスを開催し、沐浴体験や妊婦体験などを通して、出産・育児に関する知識を得ることで、夫婦で出産・育児を協力していく体制を整えます。 | けんこう推進課 |

(2) 思春期保健対策の充実

施策の方向

生命の大切さについての意識を深めるとともに、思春期における心身の健全な成長を図り、性や感染症予防に関する正しい知識や、未成年の喫煙や飲酒、薬物の危険性に関する知識が得られる学習機会の提供に努めます。

主な取り組み

| 事 業 | 概 要 | 担当課 |
|--------------------|---|-------|
| 学校教育における思春期保健対策の推進 | 身体の発達と心の健康について正しく理解するため、学習指導要領に従い、保健体育の教科をはじめとしてあらゆる学習の機会を捉えて、年齢による身体の発達と心の健康を保つための正しい対応について学習を重ねていきます。 | 教育総務課 |

基本目標3 子どもが自分らしく育つ環境づくり

1 子どもの居場所・交流の場づくり

(1) 放課後の居場所づくり

施策の方向

女性の就業率の上昇等に伴い、共働き家庭においては、児童の小学校就学後の放課後等の居場所の確保という問題に直面する「小1の壁」が課題となっており、小学校児童の放課後に子どもが自分らしく過ごせる居場所づくりとして、放課後子ども育成教室の計画的な充実を図ります。

主な取り組み

| 事業 | 概要 | 担当課 |
|----------------------|---|--------|
| 放課後子ども育成教室の充実 | 本町の小学校に在籍する1年生から6年生のすべての児童を対象に、放課後や学校休業日に安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を提供し、子どもの健全な育成を行います。 | こども課 |
| 学力向上推進支援事業（かぐやちゃん教室） | 地域の学習指導にかかる経験豊富な人材を活用し、平日の放課後に児童の学力及び学習意欲の向上を図り、地域教育力の強化に資するため、指定する町立小学校において子どもが親しみを持てるように「かぐやちゃん教室」という愛称で学習機会を提供します。 | 学校支援室 |
| 子どもの居場所づくり事業 | 当事者である子どもの意見を聞きながら、子どもが安全・安心して過ごせる居場所づくりを推進します。 | こども政策課 |

(2) 交流機会の提供

施策の方向

子育てを担う親が、親同士の交流、親と子どもの交流を通して子育てにかかる不安を解消し、子育てに生きがいと喜びを感じることができるように、地域子育て支援拠点事業を通じた交流機会を提供します。

また、子どもの異年齢交流や子育て相談ができる場として、幼稚園・保育園・認定こども園の園庭開放を実施します。

主な取り組み

| 事業 | 概要 | 担当課 |
|--------------------------|--|----------|
| 地域子育て支援拠点事業（一般型） 【再掲】 | 子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行います。実施場所については、より多くの親子が利用できるよう、従来の北校区・西校区・真美ヶ丘校区に加え、東校区での開設を検討していきます。 | 子育て総合支援課 |
| 幼稚園・保育園・認定こども園の園庭開放【再掲】 | 未就園児が保護者と一緒に幼稚園・保育園・認定こども園の園庭を利用することにより、他の親子とのコミュニケーションを図る場を提供します。 | こども課 |

(3) 子どもの遊び場・体験機会の充実

施策の方向

公園の遊具の充実、点検・管理を徹底するとともに、安全で利用しやすい公園づくりに努めます。

また、子どもが地域で参加できる体験活動の場や交流の場として、スポーツや自然学習など野外活動の場づくりを推進します。また、図書館での読み聞かせなどの充実を図ります。

主な取り組み

| 事業 | 概要 | 担当課 |
|-----------------|--|---------|
| 公園の管理 | 地域住民に憩いと安らぎの場を提供し、安全性確保のため十分な管理を実施します。 | 都市整備課 |
| 子どもの広場遊具保守管理事業 | 児童の健全な育成に寄与するため、各地区に対し、その管理する遊具の保守管理に要する経費を補助します。 | こども課 |
| いのちを守るまちづくりイベント | 多角的な視点から「いのち」について考える機会とし、関係機関と連携しながらその「いのち」を大切にするために必要な行動等について啓発を行います。 | けんこう推進課 |
| 赤ちゃんから絵本を楽しもう | 就園前の乳児を対象に、乳児から絵本に親しむとともに、絵本を通じて親子のふれあいを大切にし、児童の心豊かな成長の手助けとなるよう、乳児向けの絵本の紹介や読み聞かせを行う。また、育児の意見交換などをし、親同士の交流の場を提供します。 | 図書館 |
| ジュニアリーダー体験交流事業 | 集団生活をすることにより規律を守ること、友達と協力することの大切さを学びます。 | 生涯学習課 |
| 子ども将棋講習会 | プロの指導で実践的な将棋の指し方を学びます。 | 中央公民館 |
| 公民館映画祭 | 児童向けの新作映画を上映します。 | 中央公民館 |

| 事 業 | 概 要 | 担当課 |
|---------------|--|---------|
| スポーツ少年団スキー活動等 | 団体活動・自然体験などの中から、自主性、協調性を養います（小学5年生・6年生）。 | スポーツ振興課 |
| 歳末社協イベント | 中学生以下の子どもとその家族を対象に、もつつき等体験の場を提供します。 | 社会福祉協議会 |

2 子どもの「自分らしさ」と「生きる力」を育む教育環境の充実

(1) 幼児教育の充実

施策の方向

あらゆる機会を通じて家庭教育力の向上を含め子どもの主体性を育み、幼児教育の充実を図るとともに、保護者への相談体制・情報提供体制の充実を図ります。また、多様な教育・保育ニーズに応える観点から、幼稚園・保育園・認定こども園の連携や就学前教育と小学校の連携を図ります。

主な取り組み

| 事業 | 概要 | 担当課 |
|-----------------------|--|-------|
| 家庭教育学級 | 子育てや子どもとのかかわりに悩みや不安を持つ幼稚園児、小・中学生の保護者を対象とした学習活動の場を提供します。 | 生涯学習課 |
| 保育園・認定こども園における家庭教育の推進 | 親子のふれあい遊びなどを通じて家庭教育力の向上を支援します。町立保育園・認定こども園では、講演会を開催し、保護者に学習の場を提供します。 | こども課 |

(2) 学校教育の充実

施策の方向

次代の担い手である子どもが個性豊かに自分らしく生きる力を伸ばすことのできる教育環境の向上が求められています。このため、子どもが自ら考え、主体的に判断し、行動できるような学習機会の充実とともに、心の問題への対応を図ります。また、信頼される学校づくりや地域の学校支援活動の充実など地域に開かれた学校づくりに努めます。

主な取り組み

| 事業 | 概要 | 担当課 |
|---------|-----------------------------------|-------|
| 少人数学習指導 | きめ細かな学習指導のため、クラスを少人数に分けて授業を実施します。 | 教育総務課 |

| 事 業 | 概 要 | 担当課 |
|-------------------------------|---|-------|
| 基礎学力の向上 (全国学力・学習状況調査の活用など) | 全国学力・学習状況調査結果などにより学力などの分析及び課題を見出し、必要な指導計画を立て、基礎学力の向上を図ります。 | 教育総務課 |
| 心の相談員の配置 (スクールカウンセラーの配置) | 小、中学校における児童・生徒及び保護者の悩みごとを身近な形で気軽に相談できる体制を構築します。 | 学校支援室 |
| 子どもと親の相談員の配置 | 児童の不登校や問題行動について早期の段階から対応ができるよう、全小学校に子どもの悩みや親の不安などの相談に応じる相談員を配置します。 | 学校支援室 |
| 学校評価制度 | 教職員、児童・生徒、保護者及び地域関係者などの評価者により、学校運営全般について専門的・客観的立場から評価を行います。また、評価結果は、学校・設置者などにフィードバックし、学校運営の質の向上を図ります。 | 教育総務課 |
| 総合学習の推進 | 学習指導要領に基づき実施します。 | 教育総務課 |
| 教育フォーラムの開催 | 教職員及びP T Aを対象に、教育についてともに学びます。 | 教育総務課 |
| 学校支援地域本部事業 | 地域住民が知識や技術を生かした学校支援活動に参加し、学校の環境整備や教育活動の支援を行います。小学校区ごとにコーディネーターを配置し、支援内容を各学校のニーズにあわせて調整し効果的な実施を図ります。 | 教育総務課 |
| コミュニティ・スクールの導入 | 社会に開かれた教育課程の実現に向けて地域住民との情報や課題を共有し、学校と地域をパートナーとして連携・協働し、子どもたちの学びを充実させていくとともに、学校を核とした地域づくりを実施します。 | 教育総務課 |

基本目標4 子どもを守る環境づくり

1 子どもの権利の尊重と児童虐待の防止

(1) 子どもの権利を尊重する意識づくり

施策の方向

住民一人ひとりが子どもの主体的な選択・決定に配慮するとともに、その権利を尊重する意識を持つように、教育・保育の場や地域において、実情に応じた人権教育や啓発活動を進めます。また、幼稚園・保育園・認定こども園、学校において、職員や保護者の意識の高揚を図ります。

主な取り組み

| 事業 | 概要 | 担当課 |
|---------------------|---|-------------|
| 子どもの人権啓発 | 保育園・認定こども園入所児童を対象に各保育園・認定こども園の日常保育の中で、絵本、紙芝居などを使って人権の大切さを教えます。 | こども課 |
| 子どもの人権教育 | すべての学習の中で、人権意識の高揚を図り、小中学校においては人権教育のための副読本、幼稚園においては絵本など子どもの発達段階に応じた教材を有効に使用し学習を重ねています。また、保護者を対象とした学習の機会を確保します。 | 生涯学習課 |
| 生命の安全教育出前講座 【再掲】 | 町内小中学校において、男女共同参画及び生命の大切さを学ぶことを内容とした、発達の段階に応じた人権啓発に関するテーマの生命の安全教育出前講座を実施し、年少期からの男女共同参画及び人権意識の醸成を図ります。 | 協働のまちづくり推進課 |

(2) 子どもの虐待防止対策の強化

施策の方向

子どもの虐待の予防から早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うため、虐待をはじめとする要保護児童の支援体制の充実を図るとともに、相談体制の強化を図ります。また、子どもやその保護者に対するカウンセリングや相談など、状況に応じたきめ細かなケアができる体制を整備します。

主な取り組み

| 事業 | 概要 | 担当課 |
|---------------------------------|--|----------|
| 要保護児童対策地域協議会 | 虐待などの早期発見及び早期通報を促すための連絡体制をつくり、情報交換を行うとともに要保護児童や要支援児童、特定妊婦の支援に関する協議を行います。 | 子育て総合支援課 |
| こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業） 【再掲】 | 生後4か月までの乳児と母親を対象に助産師や保健師が家庭を訪問し、育児相談や児童虐待の予防に努めます。 | けんこう推進課 |
| 赤ちゃん誕生おめでとう訪問活動 (民生児童委員協議会) | 生後2か月の乳児と母親を対象に地域担当民生委員と主任児童委員が家庭を訪問し、子育てに役立つ情報を家庭に届けることで、子育て支援を行います。 | 社会福祉課 |
| 子育て応援啓発活動 (民生児童委員協議会) | 生後4か月の乳児を対象に地域担当民生委員名が記載された子育て応援パンフレットを配布し、児童虐待の発生防止、早期発見、早期対応への啓発に努めます。 | 社会福祉課 |
| 養育支援訪問事業 | 要支援者の家庭を助産師等が訪問し、産婦の不安や育児の悩みなどを聞き取り、必要な助言を継続的に行います。 | けんこう推進課 |

2 様々な子どもと子育てへの支援

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

施策の方向

近年、離婚数の増加とともにひとり親家庭が増加する傾向がみられる中、国・県の動向を踏まえながら、ひとり親家庭の子育てにかかる経済的な負担軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費の助成を実施します。また、母子、父子及び寡婦の自立した生活を支援するため、母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付の実施など、ひとり親家庭の状況把握と日常生活及び就業への支援に努めます。

主な取り組み

| 事業 | 概要 | 担当課 |
|-------------------|---|---------|
| 児童扶養手当 | 父または母と生計を同じくしていない児童などの家庭生活の安定と自立を助け、児童が心身ともに健やかに成長するよう役立てもらうために、父または母や父母に代わってその児童を養育している方に支給します。 | こども課 |
| 母子、父子及び寡婦福祉資金貸付事業 | 母子家庭、父子家庭及び寡婦の自立の助成と児童の福祉を増進するために貸付を行います。 | こども課 |
| ひとり親家庭等医療費助成事業 | ひとり親家庭の親子の健康増進を図るために18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を現に扶養している配偶者のいない女子（男子）及びその児童を対象に、医療費の一部を助成し、生活の安定と福祉の向上を図ります。 | 保険年金課 |
| ひとり親家庭親子ふれあい交流事業 | ひとり親家庭を対象に、親子がふれあい、社会学習につながる場として、日帰り体験旅行を実施します。 | 社会福祉協議会 |

(2) 障がい児施策の充実

施策の方向

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の連携により、一貫性、継続性のある支援体制を構築します。

また、幼稚園・保育園・認定こども園や放課後子ども育成教室における受け入れを推進するとともに、各種子育て支援事業との連携を図ります。

主な取り組み

| 事業 | 概要 | 担当課 |
|---------------------------|---|---------|
| 放課後子ども育成教室における障がい児の受け入れ推進 | 放課後子ども育成教室における障がい児の受け入れについては、登録希望があれば、各教室クラブ長と協議の上決定します。登録後は家庭との連携を密にし、各児童に応じたきめ細かな支援を図ります。 | こども課 |
| 障がい児園訪問事業 | 幼稚園・保育園・認定こども園に作業療法士を派遣し、支援を必要とする園児、あるいはその疑いのある園児のそれぞれの特性を把握し、子どもにかかわる幼稚園教諭、保育士に助言、指導を行い、支援を図ります。 | こども課 |
| こども相談事業 | 子どもの発達や育児に対して不安のある就学までの親子を対象に、専門職による相談を通して、健やかな成長・発達を支援します。 | けんこう推進課 |
| 夏季教育相談 | 障がいのある子どもの親が抱える就学に向けての不安や悩みについて、専門の相談員と学校・幼稚園などの教諭を交えて、相談する機会をつくります。また、就学及び進学予定の学校を会場として実施することで、早期から学校と関係を構築できる機会を設けて、スムーズな就学に結びつける機会をつくっていきます。 | 学校支援室 |

| 事 業 | 概 要 | 担当課 |
|------------------------------------|---|-------|
| 就学相談 | 小・中学校への就学を前提とした教育相談を実施します。また、県からの巡回相談も利用します。さらに、園と小学校、小学校と中学校の連携を深め、より適切な就学指導へつなげていきます。 | 学校支援室 |
| まなび相談室 | 子どもの発達に関して、保護者が抱える不安や悩みを継続的に臨床心理士等に相談することができる場を提供します。 | 学校支援室 |
| 通級指導教室の設置 | 町立小・中学校に開設している通級指導教室で町立小学校の通常学級に在籍する障がいのある児童生徒に学習場面や生活場面で生じる特別な教育ニーズに合わせた特別の指導を受けることができる場を提供します。 | 学校支援室 |
| 障がい児相談支援事業 | 障がいに関する相談や助言を行うとともに、障がい児や家族同士のつながりの場を提供します。 | 社会福祉課 |
| 障がい者総合支援法のサービス（介護給付費、補装具、地域生活支援事業） | 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所し、施設で入浴や排せつ、食事などの介助の実施や、身体機能を補うための用具の購入や修理に要する費用の支給、余暇活動などに参加するための外出支援などに係るサービスの支給決定を行います。 | 社会福祉課 |
| 児童福祉法のサービス（障がい児通所給付費・障がい児相談支援給付費） | 通所施設において、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの実施に係るサービスの支給決定を行います。 | 社会福祉課 |

| 事 業 | 概 要 | 担当課 |
|-----------------------|---|-------|
| 障がい福祉年金 | 障がい児の福祉の増進のため、身体障がい者手帳1級から6級、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳を所持している方に対し年2回支給します。 | 社会福祉課 |
| 重度心身障がい者・児福祉タクシー | 身体障がい者手帳1級または2級、療育手帳A1またはA2の障がい者（児）に対し、福祉タクシー利用料金の一部（基本料金部分）を助成します。 | 社会福祉課 |
| 紙おむつ等支給事業 | 在宅の寝たきり障がい者児に対し、紙おむつ及びおむつかバーを支給決定します。 | 社会福祉課 |
| 理容・美容サービス事業 | 在宅の身体障がい者手帳1級または2級で、寝たきりの障がい者（児）に対し、訪問による理美容サービスの提供を支給決定します。 | 社会福祉課 |
| 布団丸洗いサービス事業 | 在宅の身体障がい者手帳1級または2級で、寝たきりの障がい者（児）に対し、布団丸洗いサービスの提供を支給決定します。 | 社会福祉課 |
| 障がい者等入院時コミュニケーション支援事業 | 身体障がい者手帳1級または2級、療育手帳A1またはA2、精神障がい者保健福祉手帳1級を所持し、意思疎通が困難な障がい者（児）（就学前児童は除く。）が入院した際、医療従事者等と対象者の意思疎通を図ること及びこれに伴う必要な見守りを行う支援者の派遣を支給決定します。 | 社会福祉課 |
| 難聴児補聴器購入費助成金 | 身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。 | 社会福祉課 |

(3) 経済的困難を抱える家庭への支援

施策の方向

子どもたちが、生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供します。

主な取り組み

| 事 業 | 概 要 | 担当課 |
|-------------|---|-----------------------------|
| 子どもの貧困対策事業 | 貧困状態にある子どもの把握に努め、家庭、学校のほか、第3の居場所づくり等の実施に向けた検討を行います。 | こども政策課 |
| 歳末慰問事業 | 要保護、準要保護世帯の小・中学校の子どもに図書カード等を配付します。 | 社会福祉協議会 |
| ヤングケアラー対策事業 | 学校を通じて、ヤングケアラーの把握に努め、必要な支援につなげます。 | 学校支援室 こども政策課 子育て総合支援課 |

3 子どもの安全の確保

(1) 交通安全対策の強化

施策の方向

関係機関と連携し、通学路や交通量の多い道路等、子どもにとって危険な場所の把握・対策に努めるとともに、子どもたちの交通安全知識の向上を図ります。また、乳幼児の事故防止に向け、様々な機会を捉えた啓発活動を行います。

主な取り組み

| 事 業 | 概 要 | 担当課 |
|----------------------------------|--|-------|
| 交通安全施設など整備事業 | 交通施設の点検を実施し、交通安全対策の整備及び強化を行います。また、区・自治会、PTA等と連携を図り、町内全体の安全な環境の整備に努めます。 | 安全安心課 |
| 交通安全教室の開催 | 園児・児童・生徒に対して、各種機関・団体、民間と連携し、園・学校で安全教室を開催して、交通安全教育の推進を図ります。 | 安全安心課 |
| チャイルドシート、児童・幼児の自転車乗車時のヘルメット着用の推進 | 児童の保護者に対し、チャイルドシートや自転車乗車時のヘルメットの着用について啓発を行い、着用を推進します。 | 安全安心課 |
| 広陵町交通安全推進日における交通安全立哨 | 春と秋の交通安全運動期間と、毎月1日、15日、25日（学校長期休業期間を除く）に、園児・児童・生徒の通園・通学時に、広陵町交通安全対策協議会理事、各大字・自治会役員が交差点において立哨し、町の広報車2台により交通安全の巡回啓発広報を実施します。 | 安全安心課 |
| 「通学路」等安全点検及び整備 | 通学路の安全を確保するために各種関係機関と連携し通学路・交通安全施設の危険箇所の確認を行い、交通施設や看板等の設置、修繕を行います。 | 安全安心課 |

(2) 防犯対策の強化

施策の方向

子どもが被害者となる犯罪を未然に防ぎ、子どもが安全に暮らせる環境づくりに向け、防犯灯の整備など犯罪が起こりにくい環境整備とともに、地域安全推進委員と連携し、防犯ボランティア活動、防犯パトロールや子どもの見守り活動など、地域住民が主体となった地域の防犯活動を支援します。

主な取り組み

| 事 業 | 概 要 | 担当課 |
|-----------------------|---|-------|
| 防犯灯及び防犯力メラの整備促進 | 安全なまちづくりに向けての環境整備として、地域の要望に応じて防犯灯及び防犯力メラ等の設置及び補助を行っています。 | 安全安心課 |
| 高齢者及び子どもを対象とした防犯指導の実施 | 安心・安全なまちづくりに向けて、各種機関・団体と連携し、高齢者や子どもたちに対し防犯啓発及び指導を行うことにより、危険を未然に防止できるよう努めます。 | 安全安心課 |
| 「子ども110番の家」の設置促進 | 園児・児童・生徒の危険を未然に防止するため、町内全家庭が子どもたちの安全を確保する考えのもとに、子ども110番の家の活用を図ります。 | 安全安心課 |
| 子どもの見守り活動の推進 | 子どもの見守り活動の啓発を行い地域見守りボランティアを募集し、活動の支援を行います。 | 安全安心課 |
| 防犯パトロールの実施 | 子どもの安全を守るため、PTAや各種団体と連携して巡視・啓発活動を実施します。 | 生涯学習課 |

(3) 安心できる生活空間の確保

施策の方向

ユニバーサルデザインに配慮した道路の整備を図るとともに、安全な道路環境の整備を推進します。

主な取り組み

| 事業 | 概要 | 担当課 |
|---|--|-------|
| 狭い道路整備等 促進事業 | 集落内の道路幅員を拡幅することにより、生活道路としての機能向上とともに、防災面においても安全な道路環境整備を実施します。 | 都市整備課 |
| 交通安全施設など 整備事業 | 歩行者・自転車などが安全に通行できるよう整備を進めます。 | 都市整備課 |
| 移動等の円滑化の ための町道の構造 に関する条例に基 づく整備の推進 | 歩道・車道利用を安全かつ円滑に通行することを確保するための構造を図り推進します。 | 都市整備課 |
| 移動等円滑化のた めに必要な特定公 園施設の設置に関 する条例に基づく 整備の推進 | 高齢者・障がい者（児）にとって、公園施設等を円滑に利用できるよう構造基準を設け、推進します。 | 都市整備課 |

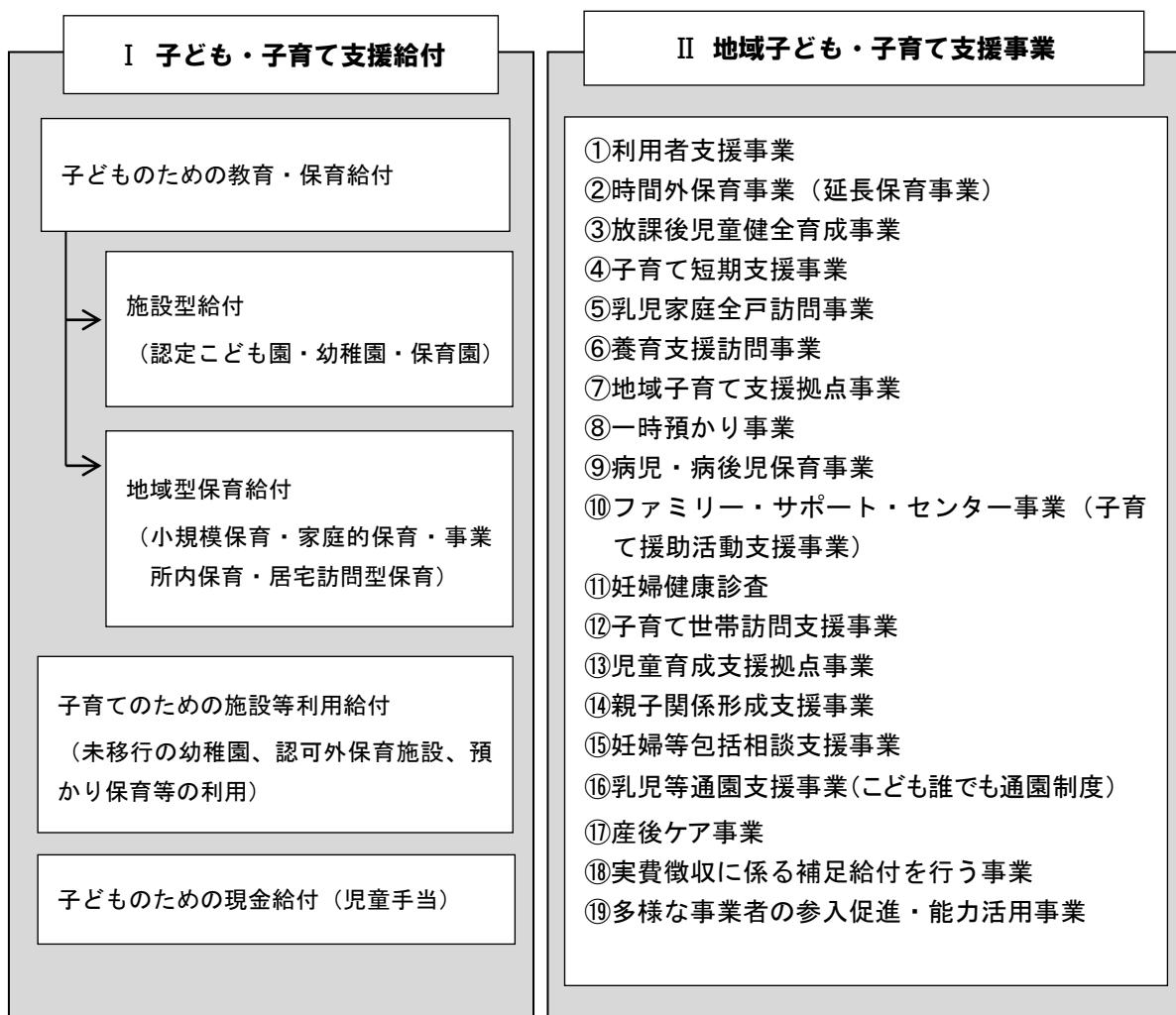
第5章 子ども・子育て支援の具体的事業目標

1 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援新制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。また、幼児教育・保育の無償化により、子育てのための施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

また、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で16事業、児童福祉法で3事業の計19事業が定められており、各事業について、量の見込みや確保方策を設定する必要があります。

子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 認定区分等

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者は、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。認定は6つの区分に分かれており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分

| 支給認定区分 | | 対象となる子ども | 利用できる主な施設・事業 |
|---------|-------|--|---|
| 教育・保育給付 | 1号認定 | 新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども | 幼稚園 認定こども園（短時間保育） |
| | 2号認定 | 満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども | 認可保育園 認定こども園（長時間保育） |
| | 3号認定 | 満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども | 認可保育園 認定こども園（長時間保育） 地域型保育事業 |
| 施設等利用給付 | 新1号認定 | 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの | 幼稚園、特別支援学校等 |
| | 新2号認定 | 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども | 認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号） |
| | 新3号認定 | 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの | |

(2) 認定基準

保育の利用については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

認定基準

■保育を必要とする事由

就労・妊娠・出産・保護者の疾病・障がい・同居親族等の介護・看護等

■保育時間

主にフルタイムの就労を想定した長時間利用である「保育標準時間」及び主にパートタイムの就労を想定した短時間利用である「保育短時間」の2種類

■入所を優先する事情

ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合など

(3) 確保の内容及び実施時期

幼児期の教育・保育の量の見込みについては、国の示した計算式で算出するとともに、実態から大きくかい離したサービスについては、これまでの利用実績、アンケート調査結果、人口推計等から認定区分ごとの見込みを算出しました。

確保方策（供給体制）については、令和6年4月1日現在、保育園が6か所、幼稚園が3か所、認定こども園が2か所、小規模保育施設が1か所となっていますが、町立幼稚園・保育園の認定こども園化等を考慮し、特に0歳児から2歳児の供給不足を解消するため、今後も供給体制の確保に努めます。

また、町内の住宅開発の動向も見据えて、民間運営の教育・保育施設を誘致するなど早急な対策を講じていきます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法について検討します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、奈良県に対して協力を要請できることを踏まえ、奈良県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本町においては、教育・保育提供区域について、区域内の量の見込みや量の調整に柔軟に対応できること、利用者の細かなニーズに対応できることから、全町を 1 区域として設定します。

教育・保育の「量の見込み」に対する「確保内容」及び「実施時期」

1 号認定（認定こども園及び幼稚園）の量の見込みと確保内容

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 344 人 | 329 人 | 321 人 | 297 人 | 293 人 |
| ②確保内容 | 807 人 | 495 人 | 321 人 | 315 人 | 315 人 |
| ②-① | 463 人 | 166 人 | 0 人 | 18 人 | 22 人 |

2 号認定（認定こども園及び保育園）の量の見込みと確保内容

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|------------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み(必要利用定員総数) | 632 人 | 613 人 | 607 人 | 570 人 | 571 人 |
| 他市町村の子ども | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| ②確保内容 | 保育園、認定こども園 | 636 人 | 632 人 | 626 人 | 626 人 |
| | 他市町村の施設 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| ②-① | 4 人 | 19 人 | 19 人 | 56 人 | 55 人 |

3号認定（認定こども園、保育園及び地域型保育）の量の見込みと確保内容

| 2歳児 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|--------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み(必要利用定員総数) | | 179人 | 180人 | 179人 | 178人 | 176人 |
| | 他市町村の子ども | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| ②確保内容 | 保育園、認定こども園、地域型保育事業 | 169人 | 169人 | 169人 | 169人 | 169人 |
| | 他市町村の施設 | 5人 | 2人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| ②-① | | -10人 | -11人 | -10人 | -9人 | -7人 |

| 1歳児 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|--------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み(必要利用定員総数) | | 135人 | 135人 | 134人 | 133人 | 132人 |
| | 他市町村の子ども | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| ②確保内容 | 保育園、認定こども園、地域型保育事業 | 123人 | 125人 | 127人 | 127人 | 127人 |
| | 他市町村の施設 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| ②-① | | -12人 | -10人 | -7人 | -6人 | -5人 |

| 0歳児 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|--------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み(必要利用定員総数) | | 65人 | 65人 | 65人 | 64人 | 64人 |
| | 他市町村の子ども | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| ②確保内容 | 保育園、認定こども園、地域型保育事業 | 59人 | 59人 | 63人 | 63人 | 63人 |
| | 他市町村の施設 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| ②-① | | -6人 | -6人 | -2人 | -1人 | -1人 |

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

令和7年度から5年間における量の見込みについては、教育・保育と同様に、原則、国から示された「算出の手引き」に基づき推計しました。ただし、国的基本指針において「地域の実情にあわせて見込むことが可能」とされていることから、国の手引きによる量の見込みが実態と大きくかい離した場合には、アンケート調査結果や過去の実績値から量の見込みを算出しました。

量の見込みに対応した、提供体制の確保方策やその実施時期を以下のとおり定め、各年度の進捗管理を図ります。

(1) 利用者支援事業

事業内容

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報収集と提供を行うとともに、子どもまたは保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との調整を行う事業です。事業形態は以下の3種類があります。

| 事業形態 |
|---|
| ・基本型（独立した事業として行われている形態） |
| ・特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態） |
| ・こども家庭センター型（保健師や子ども家庭支援員等の専門職により行われる形態） |
| ・妊婦等包括相談支援事業型（助産師等の専門職により保健センター等において行われる形態） |

現 状

令和6年4月に「子育て世代包括支援センター」から「こども家庭センター」に再編し、新たにセンター長や統括支援員を配置しました。多様化する相談内容やニーズに対し、助産師、保健師、子ども家庭支援員及び保育コンシェルジュによる個別のニーズにあった情報を提供し、町内の全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に出産や子育てに関する相談に応じ、関係機関と連携しながら、子育て家庭への支援を行います。

量の見込みと確保内容

利用者支援に関する事業

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| 基本型・特定型 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| こども庭センター型 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| 妊婦等包括相談支援事業型 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| ②確保内容 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

確保方策

妊娠期から子育て期の妊娠、出産、子育て等に関する様々な悩み等に対応するため、引き続き保健師、助産師、子ども家庭支援員や保育コンシェルジュ等が妊産婦等への相談支援を実施し、切れ目ない支援体制を構築するとともに、医療機関や関係機関と連携した支援を図ります。

また、保健センターにおいて、妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付と相談支援を効果的に組み合わせた伴走型相談支援を行います。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業内容

時間外保育事業は、保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、保育園等における11時間の開所時間を超えて、保育時間を延長する事業です。

現 状

本町では、勤務時間や通勤時間の都合で開所時間（11時間保育）を超えて保育が必要な世帯を対象に、すべての保育園と認定こども園で延長保育を実施しています。

量の見込みと確保内容

時間外保育事業（延長保育事業）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ①量の見込み | 347人 | 339人 | 335人 | 320人 | 318人 |
| ②確保内容 | 347人 8か所 | 339人 8か所 | 335人 8か所 | 320人 8か所 | 318人 8か所 |

確保方策

今後も、保護者の就労時間の長時間化や通勤時間の広がり等によるニーズ変化を踏まえ、必要なサービス量を確保していきます。

（3）放課後児童健全育成事業（放課後子ども育成教室）

事業内容

放課後児童健全育成事業は、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象として、仲間づくりや活動や遊びを通して、たくましい体や心を育てること等を目的に実施しています。本町においては、放課後子ども育成教室として小学校に在籍するすべての児童を対象に、放課後や学校休業日に安全・安心な子どもの居場所を提供し、子どもの健全な育成を行っています。

現 状

すべての小学校区（5小学校区）で放課後子ども育成教室（6クラブ）を開設しています。令和6年から順次、民間委託に移行しています。令和6年度は1か所移行しました。開所時間については、平日は放課後から午後6時30分まで（民間委託事業所は午後7時まで）、土曜日、長期休業期間は午前8時から午後6時30分まで（民間委託事業所は午前7時30分から午後7時まで）となっています。

量の見込みと確保内容

放課後児童健全育成事業（放課後子ども育成教室）

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | | 784人 | 816人 | 841人 | 904人 | 915人 |
| | 1年生 | 219人 | 227人 | 227人 | 277人 | 245人 |
| | 2年生 | 186人 | 196人 | 199人 | 195人 | 232人 |
| | 3年生 | 163人 | 169人 | 176人 | 177人 | 171人 |
| | 4年生 | 124人 | 124人 | 129人 | 136人 | 137人 |
| | 5年生 | 56人 | 62人 | 63人 | 66人 | 69人 |
| | 6年生 | 36人 | 38人 | 47人 | 53人 | 61人 |
| ②確保内容 | | 786人 | 826人 | 826人 | 826人 | 826人 |

確保方策

人口増のみられる校区では、定員に対して希望者が上回るなど受け皿の確保が課題となっていることから、増加する利用希望児童を可能な限り受け入れるため、民間学童の誘致や受け入れの弾力化等、受け皿の確保に向けた取り組みを進めます。同時に保育サービスの質向上等を目的として令和7年度以降も民間委託を進め、令和7年度は4カ所、令和8年度は1カ所を委託予定です。また、地域社会の中で多様な体験・活動を行うことができる環境整備を進めます。

放課後児童対策パッケージに関する計画記載項目の内容

①放課後子ども育成教室の事業目標量

地域ニーズ等に対応して、各クラブの充実を図ります（目標事業量など整備目標については、前ページ「量の見込みと確保内容」に掲載）

②放課後子ども育成教室の実施計画

現状のクラブ数を維持し、今後も本町の小学校に在籍する1年生から6年生のすべての児童を対象に、放課後や学校休業日に安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を提供し、子どもの健全な育成を行います。

③放課後子ども育成教室の一体的な、または連携による実施に関する方策

放課後子ども育成教室をはじめ、学力向上推進支援事業（広陵放課後塾）など、放課後対策に関する事業の実施においては、事業の連携等を図ります。

④小学校の余裕教室等の活用に関する方策

余裕教室は少ないですが、既存施設（学校施設等）の活用方法を検討し、放課後児童の安全・安心な居場所づくりを進めます。

⑤特別な配慮を必要とする児童への対応

障がい児などの受け入れについて、各教室クラブ長と協議の上、受け入れ体制の確保に努めるとともに、家庭との連携を密にし、各児童に応じたきめ細かな支援を図ります。

⑥円滑な事業推進を図るための方針

関係機関と定期的に情報の交換等を行う機会を設け、事業の現状や課題などの把握に努めます。

⑦地域の実情に応じた開所時間の延長等

施設整備の状況やニーズの把握に基づき開所時間等の延長を検討し、必要に応じて調整を行います。

(4) 子育て短期支援事業

事業内容

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業で、次の2つがあります。

| 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業） |
|---|
| 児童の保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で預かる事業で、7日間を限度に利用できます（宿泊を伴います）。 |
| 夜間養育等事業（トワイライトステイ事業） |
| 保護者が仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童養護施設等で預かる事業です。 |

現 状

本町では、県内6施設と連携し、保護者の様々な理由により、養育を受けることが一時的に困難となった児童について支援しています。

量の見込みと確保内容

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 7人日 | 7人日 | 7人日 | 7人日 | 7人日 |
| ②確保内容 | 100人日 | 100人日 | 100人日 | 100人日 | 100人日 |

※人日：人数×日数で年間の需要量を示す。例えば15人が10日間利用した場合には150人日となる。

夜間養育等事業（トワイライトステイ事業）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 |
| ②確保内容 | 50人日 | 50人日 | 50人日 | 50人日 | 50人日 |

※人日：人数×日数で年間の需要量を示す。例えば15人が10日間利用した場合には150人日となる。

確保方策

今後も、児童養護施設等と連携し、ニーズにあわせた対応を図ります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後2か月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

現 状

出生届を提出した方を対象に、保健師等が家庭訪問を行い、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行っています。令和5年度での乳児家庭全戸訪問事業における訪問率はほぼ100%となっています。

量の見込みと確保内容

乳児家庭全戸訪問事業

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|-------------------------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み (訪問件数) | 225件 | 223件 | 220件 | 217件 | 214件 |
| ②量の見込み (訪問率) | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| ③確保内容 | 実施体制:7人 実施機関:けんこう推進課 | | | | |

確保方策

今後も、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、訪問率100%を目指します。

(6) 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行う事業です。

現 状

乳児家庭全戸訪問事業の面談等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭または虐待のおそれやリスクを抱える家庭を把握し、保健師等が訪問・相談指導を行っています。

量の見込みと確保内容

養育支援訪問事業

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 24件 | 23件 | 23件 | 22件 | 22件 |
| ②確保内容 | 24件 | 23件 | 23件 | 22件 | 22件 |

確保方策

今後も、養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師及び保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行うほか、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、迅速な対応等が図れるよう機能強化を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

地域子育て支援拠点事業は、主に乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、育児不安などについての相談・指導、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報提供、育児講習等の事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

現 状

本町では、「広陵北かぐやこども園なかよし広場」、「さわやかホールなかよし広場」、「畿央大学付属広陵こども園つどいのひろば」「マミつどいの広場」（香芝市との連携事業）の4か所で実施しており、子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行っています。

量の見込みと確保内容

地域子育て支援拠点事業

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ①量の見込み | 788 人回 | 785 人回 | 776 人回 | 766 人回 | 755 人回 |
| ②確保内容 | 800 人回 (4か所) |

※人回：人数×回数で月間の需要量を示す。例えば15人が10回利用した場合には150人回となる。

確保方策

今後も、地域子育て支援拠点事業の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。

(8) 一時預かり事業

事業内容

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、満1歳から就学前までの児童を、保護者が疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときなどにお子さんを一時的に預かる事業です。

現 状

本町では、すべての幼稚園と認定こども園（1号認定）で、教育時間終了後に、預かり保育を実施しています。また、満1歳から就学前までの児童を対象に、広陵南保育園、馬見労徳保育園、広陵北かぐやこども園、畿央大学付属広陵こども園の4か所で一時保育を実施しています。

量の見込みと確保内容

一時預かり事業

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ① 量の見込み | 1号認定による利用 | 12,884人日 | 12,427人日 | 12,262人日 | 11,437人日 | 11,399人日 |
| | 2号認定による利用 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |
| | その他 | 272人日 | 266人日 | 262人日 | 251人日 | 249人日 |
| ②確保内容 | | 18,480人日 (7か所) | 18,480人日 (7か所) | 18,480人日 (7か所) | 18,480人日 (7か所) | 18,480人日 (7か所) |

※人日：人数×日数で年間の需要量を示す。例えば15人が10日間利用した場合には150人日となる。

確保方策

事業・制度の周知など利用促進を図るとともに、保護者が安心して預けることできる受け入れ環境及び実施体制の充実を図ります。

（9）病児・病後児保育事業

事業内容

病児・病後児保育事業は保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業で、「病児保育」は病気または病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を医療機関に併設されている病児保育室で預かる事業です。「病後児保育」は、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育園等に併設している病後児保育室で預かる事業です。

現 状

本町では、病後児保育を馬見労徳保育園の1か所で実施しており、平成31年4月から利用料を減額し利用促進を図っています、病児保育は大和高田市の土庫こども診療所病児保育園「ぞうさんのおうち」と香芝市の病児保育室「ぼっぽ」の2か所で連携して実施しています。

量の見込みと確保内容

病児・病後児保育事業

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| ①量の見込み | 388人日 | 380人日 | 375人日 | 359人日 | 356人日 |
| ②確保内容 | 720人日 (3か所) | 720人日 (3か所) | 720人日 (3か所) | 720人日 (3か所) | 720人日 (3か所) |

※人日：人数×日数で年間の需要量を示す。例えば15人が10日間利用した場合には150人日となる。

確保方策

住民への事業・制度の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業内容

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立ができる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助け合い活動を進める制度です。

現 状

令和6年度から実施しています。令和6年4月1日現在、提供会員の登録は26人となっています。

量の見込みと確保内容

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み | 28人日 | 33人日 | 39人日 | 46人日 | 55人日 |
| ②確保内容 | 1,080人日 | 1,080人日 | 1,080人日 | 1,080人日 | 1,080人日 |

※人日：人数×日数で年間の需要量を示す。例えば15人が10日間利用した場合には150人日となる。

確保方策

安定的に援助して欲しい会員へのニーズに対応するために、事業周知のための説明会の開催等、援助したい会員の募集を積極的に行っていきます。

(11) 妊婦健康診査

事業内容

妊婦健康診査は、安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、妊婦の健康の保持増進を図る事業です。

現 状

本町では妊婦の健康管理を目的に、医療機関に委託して健康診査を実施しており、14回までの公費助成を行っています。

量の見込みと確保内容

妊婦健康診査

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ①量の見込み | 226人 (健診回数) 2,478回 | 223人 (健診回数) 2,445回 | 220人 (健診回数) 2,411回 | 217人 (健診回数) 2,378回 | 215人 (健診回数) 2,356回 |
| ②確保内容 | 実施場所 | 県内医療機関に委託して実施を基本とする | | | |
| | 実施体制 | | | | |
| | 検査項目 | 厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる | | | |
| | 実施時期 | 通年 | | | |

確保方策

必要量を提供する体制はできており、今後は、関係機関との連携を図りながら、妊娠届出時の面接や広報などを通じた受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

事業内容

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とします。

量の見込み

子育て世帯訪問支援事業

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 0人 | 0人 | 24人 | 24人 | 24人 |
| ②確保内容 | 0人 | 0人 | 24人 | 24人 | 24人 |

(13) 児童育成支援拠点事業

事業内容

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。今後、サービス提供を含めた事業内容を検討していきます。

(14) 親子関係形成支援事業

事業内容

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。今後、サービス提供を含めた事業内容を検討していきます。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

事業内容

妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付とともに本事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行います。本事業は、(1) 利用者支援事業の「妊婦等包括相談支援事業型」に位置づけ、こども家庭センターにて実施します。

量の見込み

妊婦等包括相談支援事業

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 220人 | 220人 | 220人 | 220人 | 220人 |

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業内容

令和8年度からの新規事業になります。月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付で、0～3歳未満の児童を対象としています。アンケート調査により、利用が想定される件数を見込んでいます。対象施設の確保を含めサービス提供体制の確保に努めます。

量の見込み

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 0人 | 9人 | 9人 | 9人 | 9人 |
| ②確保内容 | 0人 | 9人 | 9人 | 9人 | 9人 |

(17) 産後ケア事業

事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体を行います。実施方法は、宿泊により休養の機会を提供する「宿泊型」、施設において日中、来所した利用者に実施する「デイサービス型」、担当者が利用者の自宅に赴く「アウトリーチ型」があります。

量の見込み

宿泊型

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 13人 | 13人 | 13人 | 13人 | 13人 |

量の見込み

デイサービス型

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 85人 | 85人 | 85人 | 85人 | 85人 |

量の見込み

アウトリーチ型

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 |

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事の参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、幼児教育の無償化に伴い給食費（副食費に限る）の実費徴収が開始され、低所得世帯に対しては給食費を減免する制度となっています。国の減免制度が及ばない私立幼稚園に通園する低所得世帯に対しても実費徴収に係る補足給付により同様の支援を行います。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容

多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

確保方策

多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」を的確に把握し、新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等の実施を検討します。

5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

幼児教育・保育の内容充実を図るとともに、保育園・幼稚園・認定こども園が、互いに抱える現状の課題などについて情報交換を行うなど、連携強化を図ります。また、5歳児から小学校1年生を生涯にわたる学びや生活の基盤を作るために重要な「架け橋期」として、園と小学校が連携し、幼児期と児童期の円滑な接続に向けた取り組みを実践していきます。

(2) 認定こども園の推進

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育園機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。

現在、町内には、広陵北かぐやこども園及び畿央大学付属広陵こども園の2園がありますが、今後も、保護者の教育・保育ニーズや各園の施設状況を踏まえ、幼保一体化総合計画に基づき、幼稚園の保育機能を段階的に充実させ、段階的に幼保連携型認定こども園への移行を推進します。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう努めます。

また、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会すべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

(4) 保育士等の質の向上と人材確保

質の高い教育・保育を提供するためには、保育士・幼稚園教諭等の専門性や経験が重要になります。保育士・幼稚園教諭等の研修参加などを通じて、教育・保育の理解を深め、実践につなげます。

また、保育サービスの充実のためには、保育士・幼稚園教諭等の確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取り組みに努めます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進に向けて

(1) 総合的な施策の推進

本計画に位置づけている施策は、母子保健・保育・教育・就労環境・生活環境・男女共同参画など広範囲の分野にわたっており、府内の各課や関係機関の多くが実施主体となっています。そのため、町全体が子どもと子育てを支える環境となるためには、それぞれの実施主体が有機的に結びつき計画全体を推進していく必要があります。計画の推進にあたっては、子ども課が中心となり、各課や関係機関との連絡・調整を密にし、これまで以上に連携を強化していきます。

(2) 県や国との連携

本計画に位置づけている諸施策の中には、町単独ではなく国や県との連携のもとで実施しているものがあるように、すべての施策を町単独で実施できるわけではありません。また、社会状況が変化していく中で、町の方向性を考えていくためにも、国や県が進める施策との整合性を図っていく必要があります。そのため、計画の推進にあたっては、国や県との連携強化に努めます。

(3) 住民への計画の周知

本計画では、行政が実施主体となる公的な支援策に加え、ボランティア活動や地域活動、家庭での取り組み、事業所の役割なども位置づけています。

住民をはじめ事業所、関係団体がこの計画の考え方や具体的な取り組みを知ることで、それぞれの立場に応じた協力体制の確立が必要となることから、計画・施策の周知に努めます。

(4) 相談体制の充実

各種サービスの利用や町の進める取り組みについて、様々な疑問や相談が発生することが予想されます。そのため、子ども課が中心となり、幼稚園・保育園・認定こども園、関係部署等が情報の共有化を図るとともに、各事業実施主体が計画の趣旨等を十分に理解し、住民の要望・相談等に応じられる体制づくりを進めます。

また、相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、専門機関へのつなぎなど問題解決への支援を図ります。

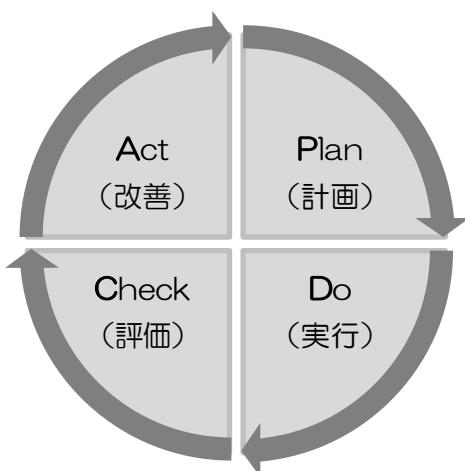
2 計画の進行管理

(1) 計画の評価体制の確立

計画の着実な推進のために、各関係課や関係団体が一体となった取り組みを進めるとともに、定期的に進行状況等を確認しながら、その都度必要な改善を図るなど、P D C Aサイクル（P l a n [計画] —D o [実施・実行] —C h e c k [検証・評価] —A c t [改善]）のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

また、「広陵町子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の点検・評価等について定期的に審議を行います。

P D C Aサイクルのイメージ



(2) 施策・事業の質の向上を図るための取り組み

各施策や事業の実施においては、ニーズに応じた必要な量の確保とともに、事業の質の向上を目指し、利用者へのアンケート調査等を実施し、改善につなげるなどの取り組みを進めます。

資料編

1 計画策定について

(1) 広陵町子ども・子育て会議条例

広陵町子ども・子育て会議条例

平成25年9月26日

条例第2号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づく合議制の機関として、広陵町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (2) 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 法第61条第7項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。
- (4) 町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項の規定による家庭的保育事業等の認可に関し意見を述べること。
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第34条第1項に規定する指定又は同条第11項に規定する指定の取消しに関し意見を述べること。
- (7) こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画に関し意見を述べること。
- (8) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画に関し意見を述べること。
- (9) 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第9条第2項に規

定する市町村計画に関し意見を述べること。

(10) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項に規定する市町村行動計画に関し意見を述べること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、町長の諮問に応じて子ども・子育て支援に関する重要事項に関し調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、委員16人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者

(2) 子どもの保護者

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 若者(おおむね30歳未満の者をいう。)

(5) 一般公募により募集し、町長が子ども・子育て支援に寄与すると認める者

(委員の任期)

第4条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども・子育て支援担当部署において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月広陵町条例第30号)の一部を次のように改正する。

【※一部改正の内容については省略】

(2) 広陵町子ども・子育て会議委員名簿

(◎会長、○副会長)

| No. | 委員選出区分 | 氏名 | 備考 |
|-----|----------------|---------|------------------------|
| 1 | 学識経験者 | ◎ 上田 恵子 | 畿央大学 教育学部 現代教育学科 准教授 |
| 2 | | 植村 多喜惠 | 広陵町主任児童委員 |
| 3 | | 新谷 真貴子 | NPO法人家族・子育てを応援する会代表 |
| 4 | 保護者 | 西井 奈緒 | 広陵南保育園保育会会长 |
| 5 | | 林 舞 | 真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園 PTA 会長 |
| 6 | | 眞井 汐梨 | 広陵町PTA連絡協議会会长 |
| 7 | | 竹田 由紀絵 | 放課後子ども育成教室保護者 |
| 8 | 子ども・子育て支援事業従事者 | 谷口 亜樹 | 広陵西保育園園長 |
| 9 | | 北川 まゆみ | 真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園園長 |
| 10 | | 三住 寿文 | 広陵東小学校長 |
| 11 | | 松本 幸江 | 放課後子ども育成教室クラブ長 |
| 12 | 若者 | ○ 尾上 翼 | 一般社団法人 Heart resQ 代表理事 |
| 13 | | 大西 仁弥 | 畿央大学生 |
| 14 | | 小林 拓真 | 畿央大学生 |
| 15 | 公募 | 杉村 麻衣 | |
| 16 | | 仲谷 久美子 | |

※備考の内容は委嘱時点

(敬称略)

(3) 策定経緯

| 日 程 | 内 容 |
|------------|---|
| 令和5年11月28日 | 令和5年度 第2回広陵町子ども・子育て会議 (第3期子ども・子育て支援事業計画の概要及びニーズ調査についてなど) |
| 令和5年12月 | 「広陵町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」の実施 |
| 令和6年3月13日 | 令和5度 第3回広陵町子ども・子育て会議 (アンケート調査結果、グループワークなど) |
| 令和6年8月5日 | 令和6年度 第1回広陵町子ども・子育て会議 (第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況など) |
| 令和6年10月22日 | 令和6年度 第2回広陵町子ども・子育て会議 (こども計画 アンケート調査票検討など) |
| 令和6年11月19日 | 令和6年度 第3回広陵町子ども・子育て会議 (第2期子ども・子育て支援事業計画素案の検討についてなど) |
| 令和7年1月 | 計画案に対するパブリックコメントの実施 |
| 令和7年2月6日 | 令和6年度 第4回広陵町子ども・子育て会議 (パブリックコメント報告、計画の承認など) |
| 令和7年○月○日 | 令和6年第○回広陵町議会定例会において議決 |

2 用語解説

【か行】

合計特殊出生率

ある年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性（15～49歳）が、その生涯に平均何人の子どもを生むかを推計した値。人口を維持するために必要な水準は2.07とされています。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条に基づき、有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして内閣府に設置された会議。本町では、同法第77条第1項に基づき、「広陵町子ども・子育て会議」を設置しています。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。この3法に基づき、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとされています。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村が5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度。

子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。

【さ行】

小1の壁

共働きやひとり親世帯において、保育園の時期と異なり、小学校入学後に親の退社時間

まで子どもを預ける施設がないことで子どもの小学校入学を期に、仕事と育児の両立が困難になること。

【た行】

地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育を提供し、乳幼児の成長を支援するために、19人以下の少人数の保育により、0歳から2歳児までの乳幼児を預かる事業。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に定められた、①利用者支援事業、②時間外保育事業（延長保育事業）、③放課後児童健全育成事業、④子育て短期支援事業、⑤乳児家庭全戸訪問事業、⑥養育支援訪問事業、⑦地域子育て支援拠点事業、⑧一時預かり事業、⑨病児・病後児保育事業、⑩ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、⑪妊婦健康診査、⑫妊婦等包括相談支援事業、⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、⑰産後ケア事業、⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業の16事業及び、児童福祉法第6条に定められた、⑫子育て世帯訪問支援事業、⑬児童育成支援拠点事業、⑭親子関係形成支援事業の3事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。

【な行】

認定こども園

就学前の子どもを持つ保護者の就労の有無にかかわらず、幼稚園と保育園の両方の機能と、地域における子育て支援事業を行う機能を備える施設。

【や行】

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

ユニバーサルデザイン

はじめから、年齢や性別、能力などにかかわらず、すべての人が利用できるように製品や建物、空間をデザインしようとする考え方。

【ら行】

労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のこと。仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」と

のバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。個人の生活の充実とともに、企業の生産性向上、社会・経済の活性化に寄与するといわれています。

【ABC】

D V

ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあったパートナーからの暴力のこと。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

P D C Aサイクル

計画や事業等を実施する場合に、PDCA（P l a n：計画 → D o：実行 → C h e c k：検証 → A c t：改善）のサイクルを行うこと。特に改善を次の計画に反映してシステムを循環させる継続的な改善活動。



広陵町子ども・子育て支援事業計画（第3期）
【令和7年度～令和11年度】

発行：広陵町
編集：広陵町教育委員会事務局教育振興部こども局こども課
発行年月：令和7年3月
〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町大字笠161番地2
電話：0745-55-6820 ファックス：0745-54-5324
E-mail：info@town.koryo.nara.jp
URL：https://www.town.koryo.nara.jp/

広陵町子ども・子育て支援事業計画(第3期) 正誤表

以下の部分について修正しました。

| 頁 | 行(箇所) | 誤 | 正 |
|----|-----------------------------|--|---|
| 3 | 3 計画の位置づけ・関連計画等との連携 -9行目 | さらに、本町の「総合計画」をはじめ、… | さらに、本町の「 自治基本条例 」及び「総合計画」をはじめ、… |
| 3 | 4 計画策定方法について-3行目 | …「広陵町子ども・子育て会議」において審議・検討を行います。 | …「広陵町子ども・子育て会議」において審議・検討を行っています。 |
| 3 | 4 計画策定方法について-9行目 | …パブリックコメントを実施します。 | …パブリックコメントを実施しました。 |
| 9 | (2)合計特殊出生率の推移-1行目 | …平成30～令和4年の… | …平成30年～令和4年の… |
| 59 | 上から5番目の事業 | (ジュニアリーダー体験交流事業) | 削除 |
| 63 | 上から2番目の事業 | (子どもの人権教育) 【担当課】 生涯学習課 | (子どもの人権教育) 【担当課】 生涯学習課 教育総務課 こども課 |
| 67 | 上から1番目の事業 | (就学相談) 【概要】 …また、県からの巡回相談も利用します。… | (就学相談) 【概要】 左記の部分削除 |
| 67 | 上から3番目の事業 | (通級指導教室の設置) 【概要】 町立小・中学校に開設している通級指導教室で町立小学校の… | (通級指導教室の設置) 【概要】 (前部分削除)町立小・中学校の… |
| 68 | 上から3番目の事業 | (紙おむつ等支給事業) | 削除 |